

# 近代日本製紙業發達史 (1)

—洋紙・板紙の部—

藤田貞一郎

## 目次

### I 明治期の製紙業

- 1 近代日本の出發と近代的製紙業の移植——抄紙会社創立願書、「国益」思想、明治初期の製紙企業
- 2 近代的製紙業の成長と企業形態の変遷——楮紙製造商社と「加入」型共同企業、抄紙会社「申合略則」、製紙所聯合会の發足、財閥系列による製紙業界編成の出發、富士・王子の北海道進出
- 3 製紙機械と技術の導入・開發過程——抄紙機械と技術者の導入、大川平三郎の建議と渡米、真島襄一郎の「欧米出張復命書」
- 4 製品の流通機構——在來流通機構の変質・特約店制度、東京洋紙売捌商組合の設立、共同洋紙合資会社の設立

### II 大正期の製紙業（以下次号）

- 1 海外植民地への進出——木材パルプ工業の確立——樺太、朝鮮、満州、台湾
- 2 第一次世界大戦の影響——製紙用パルプの輸入、洋紙の輸出入
- 3 近代的製紙業の確立——企業ブームと寡占体制の成立、ケミカルパルプの發展と特殊紙・上等印刷用紙の国産化

### III 昭和前期の製紙業

- 1 王子製紙独占体制の成立——富士製紙の実権掌握、三社合併の成立、日本洋紙株式会社設立と三井物産の一手販売権
- 2 戦時経済下の製紙業——戦時統制の展開

## はじめに

日本経済史研究をこの世のたずきとする筆者は、仕事柄、徳川期の古文書からはじまって、各地の図書館・書店に整然と並べられた無数の書物にいたるまで、紙の文化の恩恵に浴する機会が多い。その折いつも脳裡に去来するのは、そうした古文書や書物に記された文字や絵図はどう頑張ってみても人間の文化の一部しか表現し得ないではないかという件に発する紙の文化に対する否定的な気持と、それもそうだが言葉と概念を駆使して、時系列に従って思考を組み立てることを知った近代の人間にとって、紙は不可欠の生活必需品になっているのではないかという、紙の文化に対する肯定的な気持との相剋である。

そうした紙の文化に対する、筆者の天の邪鬼な感想はさて置き、明治維新时期以後の近代日本において、紙の演じている役割はまことに大きいものがある。そこで、ここに近代日本製紙業発達史——洋紙・板紙の部——と題して、そうした紙を製造する近代的製紙業—機械漉製紙業の発達過程を、とりわけ社会経済史学の観点から整理してみたい。ところで、近代日本製紙業発達史に関しては、既に、先学による研究の蓄積がある。わけでも、成田潔英の編集・執筆した『日本紙業綜覧』（この書物の奥付には、著者は王子製紙株式会社販売部調査課、編集兼発行者成田潔英とあり昭和一二（一九三七）年発行となっているが、実質は成田潔英単独の力に依るものとみてよい）、同じく成田潔英著『王子製紙社史』（王子製紙社史編纂所・第一巻は昭和三一（一九五六）年・第二巻は昭和三二（一九五七）年・第三巻は昭和三三（一九五八）年・第四巻ならびに附録篇は昭和三四（一九五九）年）は、基本的文献である。ことに王子製紙株式会社がG・H・Qによって三分割される時期までについては、これらを抜きにしては近代日本製紙業発達史を語ることは難しい。また、昭和四〇（一九六五）年に完成をみるも、未だ事情により公刊されるに

至っていない同じく成田潔英著『洋紙販路の開拓と実際——中井商店史——』は、洋紙の流通機構についての基本的文献である。さらに、鈴木尚夫編『紙・パルプ』現代日本産業発達史12(交詢社・昭和四二(一九六七)年)は、紙・パルプ産業についての通史としても最初のものであり、最近の注目すべき文献である。このほかにも、見落とすべからざる文献が残されている。ともあれ、これからこうした文献を導きの糸として適宜選び、わが国における近代的製紙業の発達過程を跡づけてみたい。

それには、近代日本の経済発展過程＝日本資本主義の展開過程における近代的製紙業の発達過程を明らかにすること、①製紙業の近代日本の文化に対する役割、②製紙業が近代日本の全産業構成の中で占めた地位、③製紙技術の開発過程、④原料問題、⑤市場問題、⑥製紙業を支えた経営構造と経営理念、⑦製紙業に対する政府の政策などの論点につとめて関心を寄せながら、整理の筆をすすめてみよう。

次に、本論に入るに先立って、時期区分のことについて若干言及しておきたい。いかなる社会現象であれ、これに何らかの節目が見出されること、また何らかの規準に基づいて一定の時期区分をすることが有用であることなどは、ここにくだくだしく論ずるまでもないところであろう。目次に明らかなように、筆者は明治期・大正期・昭和前期(昭和二〇(一九四五年八月まで))という、極めて平凡な時期区分を採用した。これには、時に、天皇の在位期間でもって、これとは直接何の関連もない産業の発達過程の時期区分を行なうという過ちを犯しているとする批判が予想される。だが、本論に目を通して、一度近代日本の製紙業発達過程を概観すれば、明治期・大正期・昭和前期という時期区分が、敗戦前の近代的製紙業の三大トピックとも称すべき、近代的製紙業の日本への移植・成長、製紙業の樺太など海外植民地への進出＝木材パルプ工業の確立、王子・権工・富士三社合併による王子製紙独占体制の成立、という出来事にうまく噛み合っていることに気づくであろう。そしてまた、この時期区分は、敗戦前の近代日本の経済発展過程の節目にも比較的合っているのである。従来採用された時期区分としては、たとえば

先述の『日本紙業綜覧』の、創業時代第一期(明治五(一八七二)年頃から明治九(一八七六)年)、創業時代第二期(西南戦役から日清戦役まで)、勃興時代第一期(日清戦役後日露戦役まで)、勃興時代第二期(日露戦役後から欧州戦乱突発まで)、完成時代(大正三(一九一四)年から昭和一一(一九三六)年)というようなものがある。しかし、昭和四七(一九七二)年の現在となつては、これは少しく不適當な感がするのは否めない。この他に、西嶋東洲編『通俗紙業発達史』(紙業新聞社・大正二五(一九二六)年)の時期区分や『王子製紙社史』のそれがあるが、前者も現在となつては時期感覚に異和感があり、後者は王子製紙のそれに引きつけすぎる感がする。また、『紙・パルプ』は「日露戦争後、明治四〇年代より第一次世界大戦をへて、昭和一二年日支事変にいたるこの期間」を一応一まとめにした上で、大正一〇年ごろを境としてこれを前半期・後半期にわけて扱っている点で、疑念なきを得ない。

わが国の製紙業が今もなお成長・発展をとげているという現実、近代日本の経済発展過程の中における近代的製紙業の展開過程を明らかにするという観点を考える時、先に述べたように明治期・大正期・昭和前期という平凡な時期区分の方がより望ましいとして採用する所以である。

## I 明治期の製紙業

### 1 近代日本の出発と近代的製紙業の移植

#### 抄紙会社創立願書

乍恐以書付奉願候

近來諸製作之術等漸次相開御国、益、モ不少、就中紙幣類ヲ始メ其他諸印紙ノ類迄西洋方法御採摘ニ相成逐日盛大ニ相赴西洋紙至要ノ時勢ニ相成候処、抄紙術ニ至テハ今以テ相開ケ不申、御国人共尚旧習ニ因襲致シ疎拙ニ姑息化只目前ノ小利ヲ相謀リ御国、益筋等ハ絶テ注意不仕

皇化ノ御旨趣ヲ体認不仕事誠以テ恐多次第ニ御座候、就テ愚考仕候処、前文ノ通り現今至要ノ西洋紙一々米舶ノ送輸ヲ相待無限ノ求メニ充足仕候而ハ御國ノ損失ハ勿論尤以テ不便利ノ次第ニ付、今般私同志協力仕別紙ノ通り抄紙会社相結西洋抄紙器械買入、右方法ヲ以テ抄紙場相設精良ノ紙品製造仕廉価ニ売捌御國益ノ一端ニモ仕度奉存候

右ハ創業ノ事ニテ未タ從前ノ経験モ無之候得共、不相分売捌目的モ不相立次第ニ而、成業ノ都合モ如何可有之哉ト懸念仕候間、何卒向後右製紙出来ノ上ハ諸官省御用紙類ハ總テ私共社中ニ御用被仰付候様只今ヨリ御免許被成下度、尤紙品ハ究テ精巧ヲ尽シ御沙汰次第何様ニモ製造致シ御用弁仕且其代価中外商売ノ売品ヨリ何程敷廉価ニ可奉納候、依テ別紙略則相添此段伏而奉願上候以上

壬申十一月

三野村利助

古河市兵衛

大藏省紙幣寮御中

(傍点は筆者、原則として以下同様)

〔王子製紙社史・第一巻〕一三〇二四ページ以下「社史」と略す。

右は、明治五(一八七二)年十一月、抄紙会社創立に際して大藏省紙幣寮に提出された願書である。この抄紙会社は発展して後の王子製紙株式会社につながる。発起人には三井治郎右衛門、渋沢才三郎(後の市郎)、小野善右衛門、島田八郎右衛門、斎藤純造、三野村利左衛門、三野村利助、古河市兵衛、永田甚七、行岡庄兵衛、勝間田誠三郎、藤田東四郎などがいた。渋沢栄一は当時官途にいたので、民間の事業には関係できず、渋沢才三郎を代表者として出している。そして、明治七(一八七四)年、東京府豊島郡王子村鎗溝に工場を建設したのであった。後に述べるように、近代日本における近代的製紙業移植の試みはこれが最初ではない。また洋式機械による洋紙製造の嚆矢も明治七(一八七四)年六月、有恒社に帰せられる。だが、この抄紙会社が後の王子製紙株式会社の母体であるということと、この願書に近代的製紙業を創設しようとした人々の思想が窺えるということから、この願書をもって本論のはじめとしたのである。

この願書を一読して気がつくのは、何よりも「国益」のために西洋式製紙業を創設するという思考であろう。西洋紙の輸入に依存することを止めることを願う（輸入防退）、販路の見通しも十分たたないまま、さし当り政府需要（紙幣用紙など）を期待して、製紙業を開くという姿勢であろう。

### 「国益」思想

ここで、少し脇道にそれるようであるが、わが国における「国益」思想の展開過程について説明しておく必要があるように思う。

「国益」という言葉は、日本語の歴史上でいうと徳川中期の宝暦〜天明（一七五一〜一七八八）期に、諸大名領国の商品生産・手工業生産における国産物自給自足思想・藩経済自立思想をあらわす経済思想＝経済概念装置として登場して来る。「国益」という言葉がすぐれて徳川期・明治期の日本固有のものであったであろうことは、次の点からもわかる——現代日本とりわけ昭和三七（一九六二）年頃以降、頻繁に使われた「国益」という用語については、むしろ *national interest* という外国語の側圧を受けながら普及しはじめた点と徳川期・明治期のそれとの間に、一時その言葉の使用普及については時間的断絶がある点を考えれば、別に考察する必要がある——。すなわち、諸橋轍次『大漢和辞典』巻三の七四ページには、「国益」として「国家の利益。国利」と説明するだけである。ところで、この辞典の凡例には「語彙には出典もしくは引用例を附載した。但し、現代の中国語と新造邦語とは、特別の場合の外は引例を省いた」とある。従って、「国益」は日本の経済社会の利害状況に対して一定の照応関係をもちながら、日本語として自生的に生まれ定着していたと考えられる。林子平の思想は、そうした「国益」概念を展開している一例である。その明和二（一七六五）年・天明元（一七八二）年・天明五（一七八五）年の上書を見れば、従来続けられてきた、幕藩制社会の社会経済の枠組みの中での藩経済の中央市場（大阪・京都・江戸）依存策を断ち切り、国産物自給自足を進めようとの主張がはっきり窺われる。そして、その国産物自給自足政策の

成功した暁には「此数々の産物又は細工物などを楮幣を以て残らず御買上成置かれ、さて仙台屋と申候大店を江戸の真中に建候て、御国産の品を一粒も残さず右の仙台屋にて売弘めさせ」たいとした上で、これが「楮幣と御国産と仕手・脇と相成候て、御国益を仕るべき存寄の大略にて御座候」と主張している。こうした商品生産・手工業生産における国産物自給自足の思想・経済自立の思想は、経済社会の枠組みが世界にまで広がった明治期にも跡づけられる。たとえば、もと一橋家の家臣であった角田米三郎の筆になる『協救社行義草稿』（明治二（一八六九）年）は、その例である。『協救社行義草稿』の協救社基立篇の目次の第二は「協救社ヨリ豚策ヲ以テ年々基立金百万両宛相納メ前書八条目ヲ開ク国益総論ノ事」となっている。これをさらに立ち入って説明するのが協同準的篇である。その表題を次にあげておく。

- 第一 寺院ヲ以テ小学校ニ当テ経国大本ノ一助タラシムベキ事
- 第二 稚児院ヲ開テ人民繁育ノ法ヲ立ツベキ事
- 第三 五畿七道宿駅助郷村々ノ困弊ヲ救フベキ事
- 第四 三都五港間へ鉄道ヲ作り火輪車ノ来往ヲ開キ皇国中不足無キヤウ蒸気器械ヲ充満セシメ舶来ノ諸物品ヲ製造スル事
- 第五 瘡病院ヲ開キ瘡毒ノ根ヲ絶ツベキ事
- 第六 皇国内貧福平均富強充実ノ策ヲ開クベキ事
- 第七 出家沙門へ国家無用ノモノト称セリ自今国家ノ有用ニ供スル策ヲ開クベキ事
- 第八 世界中ノ海港へ開舗シテ貿易ノ道ヲ拡充スベキ事

以上の八条目の中で内容を更に立ち入って検討し記憶にとどめておくに値するのは、第四と第七であろう。第四は、「皇国中不足無キヤウ蒸気器械ヲ充満セシメ舶来ノ諸物品ヲ製造スル事」と記すように、この時期において既に「国益」の内容が工業自立と解されていたことを示しており、まことに興味深いものがある。第七は要するに、仏教寺院により生活をたてている僧侶などは「国益」を追求するに当っては、無用の長物であるとされるわけであ

る。この第七の主張は、当時農業国から工業国への転換を急速になしとげねばならなかった日本を考える時、理窟からいっても極めて適切な論点となっている。というのは、こうである。それを封建制から資本制への移行期ととらえるにせよとらえないにせよ、はたまた前近代社会から近代社会への移行期ととらえるにせよとらえないにせよ、この時期の日本が解決をせまられていた経済問題のひとつが、農業国から工業国への産業構造の転換にあったことは間違いない。そうして、この転換が、外資導入あるいは借款あるいは農業部門における生産性の上昇を除いては、基本的には当該経済社会の剰余労働部分の蓄積方式の転換にかかっていることは見やすい道理であろう。①これまでは、封建制Ⅱ前近代社会における領主階級の衛示的消費という形で実現された剰余労働の蓄積方式の変革、②旧来の農民的剰余の蓄積方式の変革、③前近代的宗教的権力による壮大な寺院建築などに象徴される宗教界の繁栄という形で実現されていた剰余労働の蓄積方式の変革、が行なわれることが必要なのである。このことが、近代ヨーロッパの封建制から資本制への移行史の史実に、産業革命に先行して宗教改革と市民革命が記録されねばならなかった一つの理由なのである。従って、農業国から工業国への転換をなしとげねばならなかった明治日本においても、当然宗教権力の否定が一度は行なわれねばならなかったはずである。この意味において、角田が工業自立を策す「国益」増進策を構想するに当たり、このように仏教権力の否定をも合わせて考えていたということは、極めて興味深いものがある。ところで、こう論理をすすめて来ると、当然、議論の組上に乗って来るものとして、明治元(一八六八)年の神仏分離令に伴って起こった排仏毀釈の評価の問題がある。ここでは、立ち入って論ずる余裕はないが、排仏毀釈は、近代日本の工業国への転換過程における剰余労働蓄積方式の変革、ヨーロッパ近代史における宗教改革に近い役割を果たしたものとして位置づけをすることが、今後必要なのではあるまいか。いずれにしても、寺院建築・仏像・仏壇を要する仏教の方が、神社建築・ご神体・神棚の神道よりはるかに金がかかるという事実は見落とせない——それはとも角社会主義社会の成立の場合にも、それが農業国から工業国への転換という様相



を強く持つ場合、宗教は阿片だということこれを否定しようとする傾きが強いが、それによって客観的には、ヨーロッパ近代における宗教改革と同じ経済的効果が得られていることは間違いない——。

こうした仏教を否定せんとする「国益」思想に対しては、当然のことながら、宗教界から反論の形で「仏教国益」論が当時展開されている(吉田久一・村上重良「第十章 明治期の宗教」三四五ページ、川崎庸之・笠原一男編『宗教史 体系日本史叢書18』所収・山川出版社・一九六四年)。

筆者は主題からあまりにも離れすぎて、「国益」思想に必要以上に紙幅を費しているのかも知れない。だが、先の「乍恐以書付奉願候」で使用されている「国益」という言葉の意味するものの深さを理解するためには、決して脱線気味の叙述ではあるまい。

#### 明治初期の製紙企業

こうして、抄紙会社に代表される近代的製紙業の設立が、近代日本の出発に際して、その工業自立と工業国への転換を実現するための重要な一産業部門として構想されているであろうこと、以上の「国益」思想の理解から明らかであろう。したがって、鈴木尚夫編『前掲書』が「明治初期に移植・導入された近代産業のなかで、紙・パルプ産業の成立はわりあい早期に位置している。紡績業にくらべてさえ、ほとんど同時か、あるいはむしろそれより早いといってもいい。」(五九ページ)と指摘するのは正しいが、国家資金の挺子入れが少ないのは事実であるにしても、殖産興業政策と紙・パルプ産業の成立とはほとんど関係がないとか、間近かな需要増大への期待がかくも早期の計画・着手の第一の要因であるとの主張に対しては、若干の疑念なきを得ない。上來説明し來った「国益」思想の内容を念頭にする限り、近代的製紙業は日本の工業自立と工業国への転換を実現するための重要な一産業部門と考えられていたから早期に計画・着手されたのだと受け取る方がより事実に近いのではあるまいか。先の願書の「不相分売捌目的モ不相立次第ニ而、成業ノ都合モ如何可有之哉ト懸念仕候」との文言はさし当たりの需要より

は、長期的にみた場合、工業自立のための重要な一産業部門であるとの判断が働いていたことを示しているように、筆者には思える。大久保政権下の殖産興業政策の目標に輸入防遏が認められる（大江志乃夫『日本の産業革命』日本歴史叢書二五〇三二二ページ、岩波書店・一九六八年）ことを考えれば、鈴木尚夫編『前掲書』の主張にはどうしても疑念なきを得ない。たとえ輸入防遏の主要な対象が、毛布・綿糸・糖・鉄であったとしても、近代的製紙業が、輸入防遏の点から考える時、大久保政権下の殖産興業政策の理念に叶っていることは否定できない。

さて、周知のように、日本は安政五（一八五八）年、米・露・英・仏四箇国との間に修好通商条約を結び開国し、その後、王政復古・廢藩置県をへて、近代日本へと装いも新たに出發する。近代的製紙業の歴史は、この廢藩置県の頃にはじまっている——後に次第に明らかとなることだが、資本の系譜の点でも、これを経営しようとした人の系譜の点でも、在来産業としての和紙生産とは断絶した所から出發していることに、この際、注目を促しておきたい。このように、生産面では、近代的製紙業は、在来産業の和紙生産とは明らかに断絶しているのだが、製品の流通面では必ずしも断絶していない点は、十分理解しておく必要がある。近代的製紙業の製品の流通機構が、旧来の和紙の流通機構と連続していることについては後述する——。

徳川期大阪の十人両替商平野屋五兵衛（明治期には高木五兵衛となる）の分家平野屋安兵衛こと百武安兵衛の楮紙製造商社がそれである。百武安兵衛は明治三（一八七〇）年一〇月、伊藤博文一行に大阪商人代表として随行、渡米した。その結果、百武は機械による生産方式にいたく魅せられ、その機械の一つでも日本に持ち帰ったらいかばかり「皇国之御為筋」であろうかと思つた。とりわけ、製紙業は「皇国廢物品同様之糞并に麦糞古綿裂屑」から有用な紙を製造するので、「一廉の御為筋」にならうと考へた。このような趣旨で、百武は明治四（一八七二）年四月、通商司役所に「製紙器械取立之儀に付御免許奉願候書付」を提出したのだつた。この願は直ちに聴き届けられたので、ついで同年五月百武は為替会社と開商社に「楮紙製造結社之義口上覚」を差出した。この「口上覚」の中で、

百武は「何機械を見ても一廉の国益と可相成と存候得共……(中略)……種々熟考仕候処楮紙製造の機械は国用第一之品」であるとして、「外国人より機械舶来之節速に代金渡方不相成候ては御国体に相<sup>(ママ)</sup>り候事に付早々結社致不都合無之御国益に相成様尽力可仕旨御懇に御仰付に付同盟商社を結び早々取掛申」たいといっている。そうして、製品のうち、西洋紙は外国人へ売り、和紙は国内へ売り出したとしている。この「口上覚」に基づいて、大阪商人一〇名すなわち高木五兵衛・大眉五兵衛・越後屋勘十郎・金山彦五郎・松坂屋新三郎(今橋一丁目)・木田宗太郎・伊賀屋惣七(堀川)・庄田屋友助之次(北浜三丁目)、百武安兵衛・中川七郎兵衛などが主たる出資者となり、楮紙製造商社は創まることになった。ところが、百武が渡米の折なした契約が不備であったのか、製紙機械は日本到着の予定日である明治四(一八七二)年八・九月にいたるも到着しなかった。こうして、楮紙製造商社は近代日本における最初の製紙業を営む企業として創設されたが、一日も操業することなく挫折してしまった(成田潔英『日本紙業綜覧』四七七〜四八五ページ・以下『綜覧』と略す)。

無論、右の楮紙製造商社の挫折でもって、近代日本の製紙業の歴史は終わったのではない。第1表が示すように、明治前期それも明治一二(一八七九)年までに六つの製紙企業が設立されている。抄紙会社についてはすでに若干言及したし、今後も触れる機会があるのでここでは省く。

有恒社は広島藩主浅野長勲侯を中心に設立された。これは後に大正一三(一九二四)年に王子製紙に買収されて、亀戸工場となった。蓬萊社製紙部は、後藤象二郎・吹田久則・鴻池善右衛門などの大阪商人たちによって経営された蓬萊社が、先の百武安兵衛の輸入した製紙機械を譲り受けて出発した。百武は最初の失敗にもひるまず意を取り直して、明治五(一八七二)年九月大阪府下第三号地所在留の英国商人K・R・マッケンジーを通して英国エディンバラ市近郊のアンファーストン会社の製紙機械を一台購入することにした。ところが百武安兵衛およびその本家である高木五兵衛は金融次第に不如意となる事情などが加わって来て、明治六(一八七三)年に無事到着した機械は蓬萊

第1表 明治初期民間6製紙企業の創業資本額

会 社 名	開 業 年 月	工 場 所 在 地	創 業 資 本 額
楮 紙 製 造 商 社	明治4年6月	大 阪	40,000両
抄 紙 會 社	6年2月	東京王子	100,000円
有 恒 社	7年6月	東京蠣殻町	100,000
蓬 萊 社 製 紙 部	8年2月	大阪中之島	150,000
三 田 製 紙 所	8年	東京三田小山町	150,000
パピール・ファブリック	9年1月	京都梅津	150,000
神 戸 製 紙 所	12年4月	神戸三ノ宮	250,000

注 ①楮紙製造商社は計画, ③蓬萊社は明治15年に工場一切を住友に売払った価格。

資料 鈴木尚夫編『前掲書』61ページ。

社に引き取られることになったのであった。蓬萊社の中之島製紙所は、後年、真島襄一郎、下郷伝平などの経営に移り、さらに樺太工業に合併せられたが、樺工が王子製紙に合併されるに従い、王子製紙株式会社の一翼を形成することになる。三田製紙所は薩摩系の林徳左衛門が起こして、専ら地券紙の抄造に当たった。これは明治一五(一八八二)年に廃業している。パピール・ファブリックは、明治天皇の下賜金一〇万円を基金として、西洋式勧業模範工場の一つとして、京都府によって梅津に設立された。これは後に、磯野小右衛門の手に移り、さらに富士製紙に買収されたが、昭和八(一九三三)年に王子製紙株式会社の京都工場となった。神戸製紙所は亜米一の名で知られていた米国人ウォルシ・ホール商会によって設立された。外人の経営した洋紙工場はこれだけであった。これは後に三菱に買収され、三菱製紙の高砂工場となった——明治三四(一九〇一)年、三宮から高砂に工場は移転した——。この頃創業されていた製紙会社は、政府直営の印刷局抄紙部を除けば、第1表のようであった。

右に説明し来たことから明らかなように、直上の印刷局抄紙部と神戸製紙所・三田製紙所以外の、明治初期の製紙会社は、後年いずれも王子製紙株式会社へと合流していくのである(成田潔英『社史・第一巻』三〇四ページ)。この限りにおいては、右同書と同頁で成田潔

英が「本邦の製紙の歴史は、そのままに王子の歴史といつても過言でない」とするのには、愛社心の発露と片づけ去ることのできぬものがたしかにある。

以上によつて、近代日本における製紙業の移植が、工業自立・国産物自給自足をその内容とする「国益」思想を行動の指針として行なわれたものであることが確認される——創立期の抄紙会社、地租改正の地券用紙の製造に当たったことは、歴史の挿話として理解するにとどまるべきであろう——。近代的製紙業を支える経済的利害状況として資本と賃労働の蓄積があること、製紙業が資本の価値増殖過程の場となっていることは事実である。しかし、その事実認識とならんで、近代的製紙業移植に際しての行動の指針となったものが「国益」思想であったことを、ここに十分確認しておかなければならない——およそ人間の歴史をみていく場合、一番肝要なのは自己の行動の合理化の仕方のちがいに着目することではなからうか——。製紙業が同じく明治期に移植・導入される他の工業部門に比べると、比較的早期に移植・導入されたことの理由もこの「国益」思想の意義を理解することから判断されべきことも明らかであろう——鈴木尚夫編『前掲書』の、抄紙会社設立の主たる目的は紙幣の国内自給にあった(二三九ページ)とする議論は表面的な解釈に墮していると、筆者は考える——。それにまた、近代日本製紙業発達史の中で、洋紙・板紙の分野で、王子製紙株式会社の占める位置の大きさも、既に明らかとなって来ているようである。

## 2 近代的製紙業の成長と企業形態の変遷

### 楮紙製造商社と「加入」型共同企業

第一節では、近代日本の出発に際して創設されようとしたり、或いはまた創設された、いくつかの近代的製紙業

について述べた。第二節では、これらの近代的製紙業が一体どのような企業形態のもとに経営されたかということなどについて、みていきたい。

まずはじめに百武安兵衛の楮紙製造商社についてみる。これは先にも述べたように、結局操業にはいたらず挫折に終わっているが、近代的製紙業を経営しようとした企業としては、最初の試みであったという点で意義を認めるからである。次に楮紙製造商社の出資方法・その他申合事項を認めた史料をかかげておく。

一、右機械来ル九月ニハ是非舶来スト雖モ、只今ヨリハ日数モ有之、夫迄右金高ヲ積上候モ無益ニ付御出金之内三步方ヲ当会ニ御差出此高金〇〇ヲ銘々身許金トシテ開商社中へ相預ケ置候積リ、残金高ハ来ル八月晦日ニ限り御出金ノ事、尤モ器械舶来迄開商社中へ相預ケ置候積リ

但開商社中へ預ケ中ノ利金ヲ以テ当分小器物代ニ用ユル積リ

一、成業ノ上楮紙売却徳分ハ毎年三月、九月両度ニ社中集會公班之法ヲ以御出金高ニ応ジ割戻之積リ  
一、右納金ハ頭取へ請取証札差入候積リ雛形左之通り

覚

一金 何程也

右ハ紙漉製造入用元金之内江為御加入儲ニ請取申候、毎年三月、九月両度ニ諸入用諸払算用之節御立合口錢金高ニ割戻シ無相違返可申被為後証仍如件

年号月日

社長 高木五兵衛  
執事 百武安兵衛

何ノ誰殿

一、銘々手統ヨリ加入望ノ方有之候ハバ金千両ヨリノ上ハ名前ヲ表シ其ヨリ以下ハ御望次第ニ候得共手統之方名宛之枝証文ヲ差入可シ雛形左ノ通り

覚

一、金 何程也

高何程ノ内

前同文

年号月日

何ノ誰殿

何ノ誰殿分

前連名 ㊦

- 一、製造場所之儀ハ銘々見聞便利ノ場所所有之候ハバ御示談ノ上取極メ御政府へ出願ノ積リ
- 一、右場所普請入用等之儀ハ大工ニ入札為致候上御相談ノ積リ
- 一、千金以上出金御加入ノ方ハ日ニ割合千代店場所へ出勤之積、尤月給金ノ儀ハ大小可相渡見込ニ候得共成功之上程御相談ノ積リ

一、製造元仕草並日々入用物左之品ニ付若御手寄ニ利口ノ品有之候ハバ御申出ノ積リ

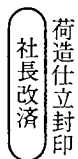
一古綿、一裂屑、一藁、一油、一ボロ屑、一麦藁、一紙屑、一石炭、一明礬

但和紙漉立之節入用候間右仕草モ同様申出之積リ

一、日々雇入製造人足、場所、小使、河番人等入用ニ付実直ナル人有之候ハバ御申出ノ積リ

一、製造場所、持場役ノ開旋等ノ儀ハ跡ヨリ取極候積リ

一、商社中ニ相用候印判雛形左之通り



一、右製造出来立之紙壳捌方之儀ハ兼而外国へ捌キ和紙ハ地方ニ而捌候積リ  
右之通御申合仕候御具存モ無之御調印被下候事

明治四年六月

(成田潔英「綜覧」四八二〜四八三ページ)

この史料を通読すると、元金四万両(この数字は「見積り書」による)を「加入」という形式をとって、多数の「出金御加入ノ方」に投資者から求めていることに気づく。「楮紙売却徳分」は、毎年三月と九月の二回「社中集會公班之法」によって「出金高」に応じて各投資者に配当される。この投資者には二類型がある。すなわち、千両以上出資するものとしからざるものである。前者は「名前ヲ表シ」て、「日ニ割合千代店場所へ出勤」することになっている。後者は「御望」があれば別だが、原則として、前者とは異なり「枝証文」に、その名をとどむるのみである。もとより、店場所へ出勤することもない。

こういう具合に史料を読み込んで来ると、筆者には、ここで、最近の日本経営史研究の成果を引き合いに出して説明を補足する義務が与えられたように思う。

徳川中期以降、大阪の両替商にみられた「加入貸」、上方の廻船経営における「加入」型出資の例に確認される「加入」型共同企業の問題である。いうまでもなく、共同企業の本質は資本結合にあるが、資本結合の様式は二つに大別される。一つは機能資本家間の資本結合であり、他は機能資本家に対する持分資本家の持分的出資による資本結合である。更にまた、株式会社の特徴は、①有限責任制、②機能資本家と持分資本家の分離にあることも、周知のところである。ところで、両替商にみられた「加入貸」は、ある両替商が自己の責任においておこなう貸付に対して他の両替商の当座的な持分参加・持分出資を求めたものであった。この際、前者の両替商から後者の両替商に差入れられるのが「枝手形」であった。また、廻船経営における「加入」は、船主・問屋などの廻船経営者に対して多数の投資者が持分出資をおこない、投資者はその出資額すなわち株数に応じて利益金の分配にあずかっており、もし廻船経営に損失が生じたときにはその損失も出資額に応じて負担している。すなわち、いずれもこの場合の「加入」は無機能にして有責任的な持分出資を意味する言葉なのであった。徳川期の商人間には機能資本家間の資本結合はかなりひろくみられたが、それとやらんで無機能資本家の有責任的持分出資とみるべき「加入」



型資本結合が商人間でおこなわれていたのである。このような「加入」型資本結合の存在は、明治期における株式会社企業定着のための土壌を準備したとみることができる(新保博「徳川後期・維新时期における共同企業」『国民経済学雑誌』第一一九巻第四号、神戸大学経済経営学会、一九六九年)。

右に述べた「加入」型共同企業の知識を前提にして、先の史料をもう一度読み直した結果として、以下のようなことを結論づけてもいいのではなからうか。楮紙製造商社は、第三者に対して当該企業を代表し、「名前ヲ表シ」、機能資本家たる千両以上出資者——有限責任であつたのか無限責任であつたのか、その点は史料からだけではわからない。ただわが国の会社企業の発達史の流れからすると、無限責任であつたのではないかと思う——と、原則として、第三者に対して当該企業を代表せず、無機能にして有限責任的な持分資本家たる千両未満出資者の二類型からなる資本結合であつた。後者は、新保博論文のいう「加入」の語の本来の意味を示している。ともあれ、楮紙製造商社の企業形態の如何を知るに当たつて、この史料は必ずしも満足を与えないが、無機能資本家の有限責任的持分出資の存在は確かである。この意味で、楮紙製造商社は、徳川中期以来姿をみせる「加入」型共同企業であり、また、明治期における株式会社企業定着のための土壌がわが国の経済社会にゆたかに存在したことを示す例の一つといえる。百武安兵衛の楮紙製造商社は、近代的製紙業をはじめて移植しようとした試みであつたという点からも、まさに徳川の点からも、また企業形態としては株式会社企業の前提たる「加入」型企業であつたという点からも、まさに徳川期と明治期の決定的分岐点、廃藩置県の頃に生まれ出んとした、近代的企業の先駆者の一つであつたのである。

### 抄紙会社「申合略則」

#### 申合略則

#### 第一条

此社ヲ抄紙会社ト唱ヘ某地ニ一場ヲ建設シテ此業ヲ創ムヘシ

但建築ノ模様ハ別紙図面之通り相定メ尤工事ノ都合商業ノ順序等ハ場処落成外国人傭入ルノ後尚確定スヘシ

第二条

此社ノ資本ハ先ツ拾五万円ト定メ其割合ハ則左ノ如シ

株数	金額	国郡住所	姓名
拾株	壹万円		三井治郎右衛門
拾株	同		小野善右衛門
拾株	同		島田八郎右衛門
拾株	同		三野村利左衛門
拾株	同		齋藤純造
拾株	同		三野村利助
拾株	同		古河市兵衛
拾株	同		渋沢才三郎
五株	五千円		永田甚七
五株	同		行岡庄兵衛
五株	同		勝間田誠三郎
五株	同		藤田東四郎
合百株	合拾万円		合拾貳人

第三条

右計表拾万円ハ器械運輸之賃并ニ組立其他家屋建築工場地所代諸傭人給料等ヲ合セ開業ニ至ル迄ノ諸入費ニテ他ノ五万円者追而開業ノ上集金ノ積ニ御座候

第四条

此社ヲ創立スルニハ先抄紙方法ヲ熟知セル外国人ヲ傭入ルヘシ尤器械買入外国人傭入方手続等ハ紙幣寮ノ御指示ヲ奉スヘシ

第五条

総而紙幣類ニ用ル紙品ハ公命ニアラサレハ決而抄造スヘカラス

## 第六條

製紙壳捌方ハ可成丈ケ廉価ニシ御国内ノ便利ヲ旨トシ銘々ノ私利ヲ主トスヘカラス

## 第七條

社中ノ損益ハ入金ノ高ニ応シテ分賦スヘシ故ニ諸入費ハ總而製紙利益ノ内ヨリ差引残余ノ純益ヲ以テ金高相当ニ之ヲ分配スヘシ  
但社中勘定之規則積金其他ノ方法ハ追而実地ニ就而協議制定スヘシ

## 第八條

入社ノ後ハ自己ノ勝手ヲ以テ妄ニ脱社スル事ヲ許サス又ハ社中ノ承認ヲ得スシテ自斷ヲ以テ株數ヲ他ニ讓渡スヘカラス  
但株數ハ当分ノ内壱千円ヲ以テ一株トスヘシ

## 第九條

社中ノ処務ハ總而御国法ヲ犯サ、ル様注意シ且ツ社則ヲ遵守スヘシ

## 第十條

社中ノ人員ハ差向此略則ニ連名スル者ヲ以テ發起人トシ追而入社ヲ望ム者アレハ一同協議ノ上ニテ之ヲ許スヘシ

## 第十一條

社中頭取評議人勘定方其外ノ役員ハ追而工場落成イタシ実務施行ノ時ニ於テ議定スヘシト云トモ差向發起人中ノ衆議ニ從ヒ兩人ヲ撰定シ創立ノ雜務ヲ処分セシムヘシ

但当分ノ内ト云トモ社中全体ニ關係ノ事務及金銀出納ニ於テ細大トナク三分二以上株主ノ協議ニ從ヒ処置スヘシ  
右当分結社ノ略則ニシテ追而工場落成ノ上開業ノ前ニ於テ更ニ協議ノ上精密ノ規則ヲ革定スヘシ

左ノ發起人共他日此成規ニ違反セサルタメ茲ニ姓名ヲ自記シ調印イタシ候也

(成田潔英『社史・第四卷』三八七〜三九〇ページ)

洪沢才三郎

外十一名

右は明治五(一八七二)年一月創立の抄紙会社が当時定めた「申合略則」である。これは明治九(一八七六)年五月、紙幣寮抄紙局との名称上の混同を避けるために、社名を製紙会社と変更した後も、暫く踏襲された。が、明治

一三(一八八〇)年六月、新たに製紙会社定款(資本金は二五万円)が設けられるに及んで「申合略則」は廃止された——ところで、この「申合略則」の有効期間についての『社史・第四卷』(三八七ページ)の説明は正確とはいえないところがある。すなわち、該当ページでは、「明治五年十一月創立の抄紙会社だが、当時定めた「申合略則」というのは一種の内規にすぎず、同九年五月社名を製紙会社と変更した後もそのまま踏襲した。当社が「定款」を正式に定めたのは、明治二十六年三月商法一部施行後の九月で、此時、製紙会社の上に地元名の「王子」を冠して「王子製紙株式会社」とした。爾來当社の定款は時勢の推移に順応して、四十八回も改正されて終戦に及んだ。」と、している。しかし、明治一三年一〇月二六日に、製紙会社支配人谷敬三から北豊島郡郡長に「当製紙会社ノ義、今般従前ノ申合略則ヲ廢シ更ニ製紙会社定款、別冊ノ通決定仕候間、此段御届申上候也」との届けが出されている。その時の製紙会社定款は四七条からなり、渋沢栄一・三野村利助・三井八郎右衛門などが署名している(渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料・第十一卷』五九〇六六ページ、渋沢栄一伝記資料刊行会・一九五六年)。したがって、『王子製紙社史・第四卷』該当ページの説明は修正する必要がある。『社史・第四卷』は、はじめに述べたように、一九五九年に発行されているから、当然、明治一三年六月の製紙会社定款のことは考えに入れていなければならない。だが『社史・第四卷』の、この点についての説明には、その様子は窺えない。要するに、『社史・第四卷』の叙述は、この点に関する限り、加筆・訂正されなければならないということである——。

したがって、効力を有したのは僅かに八年足らずであるが、「申合略則」が創立期の抄紙会社・製紙会社の企業形態如何を知るための基本史料の一つであることに間違いはない。

この史料を通読すると、「資本」・「株」という言葉を使い、「社中ノ損益ハ入金ノ高ニ応シテ分賦スヘシ」と出資額に応じ利潤を配当することを示しているが、他方「入社ノ後ハ自己ノ勝手ヲ以テ妄ニ脱社スル事ヲ許サス又ハ社中ノ承認ヲ得スシテ自断ヲ以テ株數ヲ他ニ譲渡スヘカラス」としていることに気づく。すなわち、株式会社の特

徴の一つである株式の譲渡自由が認められていないことに注目したい。ここで、株式の譲渡自由が全社員（株主）の有限責任制を根底においていることを論理として考えるならば、「申合略則」からみる限り抄紙会社は少なくとも全社員の有限責任制にたった会社企業とはいえないところがある。

株主の議決権については明確な規定をしていない。が、明治一三年の製紙会社定款の第二二条では、明治九（一八七〇）年八月改正・公布された国立銀行の定款にならった大株主議決権制限型の「株主発言投票ノ事」が規定されており、また商法一部施行後の明治二六（一八九三）年にもまだ大株主議決権制限型であり、一株一票の単純持株多数決制になっていない（伊牟田敏充「明治期における株主の議決権」『経済学雑誌』第六二巻第六号、大阪市立大学経済研究会・一九七〇年）ことを考えると、「申合略則」が効力を有していた期間に一株一票の単純持株多数決制が採用されていたとは考えられない。

「社中」では発起人の占める位置が、この後、同じく株主として「入社」するものに比べて、特別な地位を与えられているように思える。次の文言はそれを示す。「社中ノ人員ハ差向此略則ニ連名スル者ヲ以テ発起人トシ追而入社ヲ望ム者アレハ一同協議ノ上ニテ之ヲ許スヘシ」。株式の譲渡自由の欠除を規定した第八条を念頭に、この第一〇条を読む時、上記の結論は当然のように思う。

以上の点に注目すれば、渋沢栄一の設立した抄紙会社もまた株式会社といえる企業形態にまだ到達していなかったことがわかる。株式譲渡の自由性が認められないこと、それに株と人的要素が分離していないように見受けられることを考えれば、これを果たしている明治七（一八七四）年の「蓬萊社創立方法」に窺う蓬萊社（森泰博「明治初期の会社企業——明治七年架線会社計画——」『大阪大学経済学』第二二巻第四号、大阪大学経済学会・一九七二年、宮本又郎「明治初期の企業と企業家——蓬萊社の場合——」『経営史学』第四巻第三号・一九七〇年）よりは、株式会社への接近度においては遅れをとっていると、判断される。

明治一三年の製紙会社定款が設けられるまでの、抄紙会社・製紙会社の企業形態については、右のことがいえる。しかし、明治一三年以後については、製紙会社定款第六条で「当会社ノ株式ハ株主総代等ノ許可ヲ受ケ、当会社ノ簿冊ニ引合セタル上ニテ之ヲ売買譲与スルコトヲ得ヘシ、尤其株式券状ノ書替ヲ為サ、ルトキハ当会社ヨリ割渡スヘキ利益金ハ新古ヲ論セス、其株式券面ノ名前入ヘ渡スヘシ」とし、第七条で「当会社ノ株主タル者ハ其所持ノ株式ヲ他人ヘ売渡シ、或ハ譲与スルノ外自己ノ都合ヲ以テ脱社スヘカラス」としているのを、先の「申合略則」の第八条の表現と比べると、株式の譲渡自由がより広く認められるに至っていることが判断出来る。すなわち、明治一三年以後の製紙会社は、その時期以前の企業形態に比べると、後の株式会社形態に一層近づいていることは間違いない。

次に、「申合略則」ならびにこの製紙会社定款により、重役組織のあり方を概観しておこう。重役組織が会社企業における経営意志決定に際して中枢をなすことはここに喋々するまでもない。最近、由井常彦は、会長―社長―副社長―専務―常務―取締役―(監査役)という縦の身分制と、常務会のような職能別重役の会議制とが複合した独特の封鎖的な形態をなしている日本に特徴的なトップマネジメントの組織の形成過程を、明治以降の日本の産業化・近代化のなかに、分析的・実証的に考察する必要を唱え、その一端を示した(「日本における重役組織の変遷」経営史学会第八回大会・一九七二年)。そこで、近代日本製紙業発達史を叙述するに当たっても、今後の学界の問題意識との関連も考えて、言及しておく必要があるように筆者は思う。さて、「申合略則」から、頭取、評議人、勘定方などの役員が、明治五(一八七二)年創立の抄紙会社におかれることになっていたことはたしかである。しかし、史料からわかるように、それより立ち入ったの規定はみられないので、トップマネジメントの内容の具体的あり方については、あまりわからない。だが、製紙会社定款になると、かなり詳しい規定がなされるようになっていく。すなわち、第八条で「当会社ノ株主ハ三拾株以上ヲ所有スル株主ノ中ヨリ三人以上ヲ撰挙シテ、之ヲ株主総代

トシテ会社ノ事務ヲ統理セシムヘシ」として、さらに第九章は事務分担の事と明記し、その第二七条で「株主総代タル者ハ当会社營業ノ全体ニ注意シ、一切ノ事務ヲ統理スルノ權アルヘシ」と述べている。第九章をみると、株主総代と支配人が製紙会社のトップマネジメントを形成しているように思える。そこで、その事務分担の内容を知るために、右に引用した第二七条に引き続いて、第三三条まで引用しておきたい。

第二八条「前条ノ如ク定ムルトイヘトモ、新ニ分社ヲ置キ、及壹万円以上ノ器械ヲ買入レ、又他方ヨリ借入金ヲ為ス等ノコトハ、株主ノ格段決議ニアラサレハ、之ヲ施行スルヲ得ヘカラス」

第二九条「株主総代ハ当会社ノ処務ニ緊要ナル申合規則ヲ議定スルノ權アルヘシ」

第三〇条「株主総代等ハ当会社ノ現務ヲ取扱フヘキ、支配人其外工事諸掛書記會計方等ノ諸役員——第八章は諸役員ノ事と明記されて、第二六条で本社については、支配人・監工・書記・會計掛・物品掛・用水掛・紙材方・洗方・打方・抄紙方・仕上方、分社については総轄・総轄補・書記・會計掛を役員としてあげている。だが、この名称からわかるように、この役員は決して重役を意味するものではない。被雇傭者である。しかし、支配人は単なる被雇傭者にとどまらずトップマネジメントの一角を形成していることは、左の条々から理解されるであろう。……筆者注——ヲ撰任シ、又右ノ諸役員等ノ給料ヲ定メ会社ノ得失ヲ考ヘテ、此役員等ヲ進退黜陟スルノ權アルヘシ」

第三一条「支配人ハ本社工場全般ノ現務ヲ引受ケ、株主総代ニ対シテ之ヲ調理スルノ責ニ任ス可シ」

第三二条「支配人ハ当会社ニ使役スル男女職工及小使ヲ備ヒ入レ、又其給料ヲ定メ、之ヲ進退黜陟スルノ權アルヘシ但分社ノ職人小使ノ進退黜陟ハ分社総轄ノ權内ニアルヘシ」

第三三条「監工以下諸役員ハ各其分課ノ事務ヲ引受ケ、支配人ニ対シテ之ヲ整頓スルノ責ニ任スヘシ」

そして、明治二三(一八八〇)年の第一回定式総会では、渋沢栄一・斎藤純造・高野栄二郎が株主総代にえられ、その頃帰朝した大川平三郎は副支配人となっている。こうした、株主総代——支配人がトップマネジメントを形成する形は、明治二六(一八九三)年の商法の一部施行まで続いたようである。

製紙所聯合会の発足

製紙所聯合会会条約

日本ノ各製紙所ハ其製紙法ヲ改良シ更ニ事業ヲ拡張シ且其紙価ヲシテ外国輸入ノ紙品ヨリ低價ナラシムルノ目的ヲ以テ爰ニ製紙所聯合会ヲ開キ其条規ヲ設クルコト左ノ如シ

第一条 聯合会ハ三ヶ月ニ一回宛其會議ヲ開キ出席會員ノ議決ヲ以テ印刷用紙上等品ノ最高價格ヲ定ムヘシ但シ此價格ヲ定ムルトキハ重立タル紙商人ノ意見ヲモ問合セ之ヲ斟酌スヘシ

第二条 各製紙所ハ此極度價格ヲ會議ニ於テ議定セシ後ハ他日再議シテ之ヲ改定スル迄ハ必ス之ヲ遵守シ決シテ密ニ之ヲ増減スヘカラス

第三条 最高最低ノ價格ハ専ラ外国輸入紙ノ時価ニ基キ且紙材原料ノ價格ト工費ノ高低トニ応シ定式又ハ臨時ノ會議ニ於テ隨時之ヲ更正スルヲ得ヘシ

(第四条から第十三条までは略す。……筆者注)

第十四条 會員ハ一般ノ製紙ヲ改良増加シ且其ノ紙価ヲシテ輸入品ヨリ低廉ナラシムルノ目的ニテ却テ工場ノ処置製造法等ニ於テ便益ナリトスル所ノ事ハ陰蔽スルコトナク聯合会ニ通報スルヲ務ムヘシ(特別ナル秘密新發明ヲ除ク外)且此聯合会ハ互ニ相賛ケテ外国トノ競争ニ勝利ヲ獲ントスルモノナレハ現ニ外国ニ於テ普通ニ行ハル方法ニシテ己之ヲ知り他人ノ未タ之ヲ知ラサルカ如キ場合ニ於テハ之ヲ秘密新發明ト稱シテ陰匿スヘカラス

第十五条 會員ハ互ニ其工業ヲ奨励スル為メ毎会各工場ノ三ヶ月分ノ製出及売捌表ヲ作り之ヲ書記ノ手許ニ送り書記ハ之ヲ取集メ会場ニ差出スヘシ

第十六条 此聯合会ニ加盟スル製紙所ノ役員若クハ職工ヲ其雇主ニ協議セシテ窃ニ煽誘シ之ヲ使役セントスルノ所業ヲナスヘカラス又十八ヶ月以内ニ於テ他ノ製紙所ニ従事セル役員職工ヲ其工場ニ断リナク雇使スヘカラス而テ此条目ヲ実施スルニ便ナラシムル為メ各會員ハ毎年兩度(變更スルコトアレハ毎回)其工場ニ在ル役員職工ノ姓名録ヲ会場ニ差出スヘシ不正ノ所業等ニテ放免セシ者アルトキハ臨時之ヲ各製紙所ニ通報スヘシ

第十七条 製紙所ハ工業ヲ以テ専務トスル者ナレハ製紙ノ売捌ハ成ルヘク紙商人ヲ選テ之ヲ売捌人ト為スヘシ而テ聯合会ハ務メテ其売捌人ヲ補助シ其營業ノ便利ヲ謀ルヘシ故ニ此目的ヲ以テ時々売捌人ト聯合会トノ間ニ係ル規則ヲ協議スヘシ又聯合会ハ其會議ノ席ニ売捌人ヲ招キ議事ヲ傍聴セシムルコトアルヘシ



第十八条 紙価ハ通例會議ニ於テ決定スル者ナレトモ若シ臨時其改正ヲナサルヘカラサル場合ニ於テハ前會ノ幹事ヨリ其旨趣

及改正価格ヲ詳記シタル廻章ヲ以テ各製紙所ノ意見ヲ問ヒ多數ノ同意ヲ得テ之ヲ改正スルコトアルヘシ

第十九条 聯合製紙所中若シ此条規ニ背ク者アルトキハ聯合會ハ之ヲ除名スルノ權利アリトス然レトモ若シ其犯則者ニシテ其非ヲ悔悟スルトキハ其事情ヲ酌量シ會議ニ於テ多數ノ同意ニ抛リ相當ノ過怠金ヲ徴取シ之ヲ宥恕スルコトアルヘシ

第二十条 此聯合會ハ新加入ヲ望ム者アルトキハ篤ト其模様ヲ聽了シテ後定式會議ニ於テ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ其許否ヲ決スヘシ

(第二十一条と第二十二条は略す……筆者注) (成田潔英『綜覽』三四六〜三四九ページ)

右は、明治一三(一八八〇)年一二月設立された製紙所聯合會(東京市麴町区丸ノ内二丁目一〇番地に事務所があった)の規約である。これの設立に当たっては、有恒社より梶川屯・久保源三郎、製紙会社より渋沢栄一・谷敬三・大川平三郎、神戸製紙所よりウォルシ・二見昇、真島製紙所(中之島製紙)より真島襄一郎、三田製紙所より陽其二・大西正雄、磯野製紙所(旧梅津製紙所)より磯野小右衛門の一名が集まり協議した。ウォルシは先進国における製紙業者協会の例を引き、わが国にもこれを設けることの急務を力説し、当時米國から帰国した大川平三郎——渋沢栄一と親類であった縁から、明治八(一八七五)年に抄紙会社に入社し、明治一二(一八七九)年製紙技術修得のために渡米した——もその必要を説明したという。渋沢・梶川・ウォルシ・真島の四名が代表として規約に署名した(右同書、三四五〜三四六ページ)。

右の史料を通読して気づくのは「輸入品ヨリ低廉ナラシムルノ目的」とか「外國トノ競争ニ勝利ヲ獲ントスル」という文言にあらわれている輸入防遏の思考である。製品価格の協定をするのも、要するに「外國輸入ノ紙品ヨリ低價ナラシムルノ目的」から出ている。それに、輸入防遏を裏あるものとするために、「工場ノ処置製造法等ニ於テ便宜ナリトスル所ノ事ハ陰蔽スルコトナク聯合會ニ通報スルヲ務ムヘシ(特別ナル秘密新發明ヲ除ク外)且此聯合會ハ互ニ相賛ケテ外國トノ競争ニ勝利ヲ獲ントスルモノナレハ現ニ外國ニ於テ普通ニ行ハル、方法ニシテ己之

ヲ知り他人ノ未タ之ヲ知ラサルカ如キ場合ニ於テハ之ヲ秘密新発ト称シテ陰匿スヘカラス」として、価格協定のみならず製紙技術の改良発達についても、外国に対抗する上で、会員一同は知らせ合い協力することを命じていることが目につく。

この製紙所聯合会は後に、明治三二(一八九九)年に日本製紙所組合、さらに明治三九(一九〇六)年に日本製紙聯合会と名称を改め、昭和前期にいたる製紙業界のカルテル組織である。そして、カルテル組織としては近代日本における最初のものであり、よく人に知られている綿糸業界のカルテル組織である大日本紡績聯合会(明治一五(一八八二)年に設立)よりも、二年も先んじている。カルテル組織結成の側面からも、明治期における製紙業界が近代日本の代表産業の一つであったことを理解出来る。

ところで、製紙所聯合会の性格については、「製紙業のカルテルははやくも一八八〇年に製紙所聯合会として形なされていたが、第一次大戦前においては同業組合的 성격が、本格的なカルテルの機能が要請されたのはやはり大戦後の不況期においてであった」(柴垣和夫『日本金融資本分析』三三一ページ、東京大学出版会・一九六五年)とする理解がある。

この理解に、筆者は同意出来るものがある。すなわち、カルテルはある特定の商品市場にたいする独占の組織であり、その成立の根拠は、当該事業部門における少数の支配的大企業があるあたえられた市場限界のなかで相互に競争をおこないつつも、かれら以外の中小企業を支配し収奪するうえで共通の利害を有するという点にあるということ(右同書、三一八〜三一九ページ)を念頭にしながら、製紙所聯合会の設立事情とその規約を再び検討してみるとき、柴垣和夫の理解に同意出来るのである。製紙所聯合会設立時に操業していた製紙業者をすべて含み、かつ外国の当業者に対する対抗・輸入防遏ということに関心を寄せた規約を考える時、少数の支配的大企業がかれら以外の中小企業を支配・収奪する独占組織として製紙所聯合会を設立したとは断定出来ぬものがあるからである。明

治一三(一八八〇)年の製紙所聯合会の設立は、むしろ百武安兵衛の考えや抄紙会社設立願書にあらわれている「国益」思想による行動の帰結と解すべきではあるまいか。製紙所聯合会がのちに製紙業界のカルテル組織と化す可能性をもった組織であり、また現に歴史的事実はその実現を物語っていると、明治一三(一八八〇)年の時点では、單純にカルテル組織の形成とだけ片づけるわけにはいかぬものがあるように思う。こうして、この時期においては近代的製紙業はまさに工業自立を内容とする「国益」思想の権化であったと筆者には思えるのである——製紙所聯合会が、カルテル独占組織として機能しはじめる時、それは国産物自給自足・工業自立論としての「国益」思想が経済的利害状況との間に微妙な食い違いをみせはじめる時でもあろう。明治中期以後にまで射程距離を広げての、「国益」思想の変質過程の追究を未だ十分には行なっていない現在、筆者はここで、この問題については筆を控える義務があるようだ。いずれは、森川英正が「財閥型資本の確立と財閥の思想」(長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史I』有斐閣・一九六九年)で取り扱っている「国益」思想と、どこかでつながると思うのだが、今は確たることはいえない——。

抄紙会社設立の指導者渋沢栄一は、王子製紙創業二〇年祝典(明治二七(一八九四)年)に際して往時を回想しながら、こういつている。「明治維新後第一に進むべきものは文運である。此の文運が進歩致せねば国家の智識は発達する訳に参らぬ、智識が発達せねば凡ての事業も華らず、故に西洋各国は総て此の文運の発達に大層注意をする。扱て其の文運の発達は百種のござりませうが、之を要するに印刷が価廉く且つ便利にして速になるのは何かと云へば、即ち紙を製する事業与つて大に力あると云ふことは、歐羅巴なり亞米利加なり各国に例のあることである。当会社は此に見る所があつて始めて、此の洋紙製造の事業を企て起したのでござります。」(成田潔英『綜覽』八〇二ページ)この言葉からも、近代的製紙業が近代日本にもろもろの事業を興す(≡工業自立)ための基幹産業部門の一つとして当時の人々に考えられていたであろうことはほとんど疑い得ない。この言葉を時折り早合点

して、渋沢の究極の目標が文運の發達・出版を盛んにすることにあつたとする向きがある。渋沢の表現にも一半の責任はあるが、もろもろの事業を興すこと、工業自立に究極の目標があることは明らかである。渋沢栄一が考へていた「国益」とは、こうした基幹産業を興すことであつたことを更に確認するために、左に、その『青淵百話』の一節「事業家と国家的觀念」の一部を引用しておく——この部分は、先年、藤田貞一郎『近世經濟思想の研究——「国益」思想と幕藩体制——』（吉川弘文館・一九六六年）で行なつた問題提起、徳川期・明治期にみられる「国益」思想は道徳と經濟の分離・政治と經濟の分離をなしとげた經濟概念裝置であるとの指摘の正当性をも証明する。

「國民の利益とか、民衆の幸福とかいふことは、事業其のものとは別に離れて存しなければならぬのであらうと思ふ。」という文言に注目されたい。「国益」は儒教的思考体系とは異質なものであることをここに確認しておきたい——。「一体世話に云ふ理窟と紐とは何処にでも附くものであるから、國家的事業だ、国益上の興業だと云へば、天下何事業として其の然らざるは無いといふことになる。これを極端なる例に取つて言へば、米屋が米を商ふのも、車夫が車を牽くのも、皆國家事業であると謂ふことが出来よう。如何となれば米屋あるが為に、車夫あるが為に國民の或る一部分は確かに利便を得て居るからである。斯の如く理窟は何処にでも附けられるから、今君等が何々事業だなどと殊更国益を振り廻はして政府の補助に依頼しようとするのは、甚だ虫の好過ぎる云ひ分であらう」と言つてやったことがある。これを要するに理窟は如何にでもなり、何処にでも附くものである。然るに其の理窟を濫用して國家事業云々と誇稱する企業家はかりが、國家の為に働いて居る訳ではない。交通とか、通信とか、金融とかいふ少数の直接國家に關係を持つものは別問題であるが、其他のものは仮令それが何種の事業であらうとも、企業家が特に事業其のものを誇るの間違である。詰り國家社会と通有的關係ある事業の他は其の稱呼を許されないのである。而して國民の利益とか、民衆の幸福とかいふことは、事業其のものとは別に離れて存しなければならぬのであらうと思ふ。」(渋沢栄一『青淵百話 乾』二四四〜二四五ページ)

## 財閥系列による製紙業界編成の出発

以上、近代日本に移植された製紙業を経営せんとした、或いはまた経営した企業形態を、楮紙製造商社・抄紙会社・製紙所聯合会についてみて来た。これまで触れて来た出来事は、いずれも明治二〇(一八八七)年以前の出来事であった。それでは、明治二〇年以後、製紙業界は、とりわけ企業形態の面で、どのような変遷をとげていったのであろうか。この時期で最も注目すべき出来事は財閥系列による製紙業界編成の出発である。

さて、明治二〇年の一年前、明治一九年に日本最初の板紙製造会社である東京板紙会社を、佐久間貞一は沼間守一・鈴木良輔・島田三郎・田口卯吉などの援助を受けて設立、埼玉県新座郡片山村に工場を建設した。だが、この計画は予期に反して実りをみせなかった。そこで、翌二〇年東京府下千住南組にも工場を設け、スコットランドのシアラム会社より、日産量八噸漉の能力を有する幅八五吋の長網式抄紙機一台を購入し、イギリス人技師ケネウエーを迎えて、据付けを担当せしめた。こうして、洋式による板紙製造がはじまり、板紙の自給自足を目指して一歩踏み出すことになった。由来、欧米における蘆板紙は麦蘆を原料とするのが殆んどであるが、東京板紙会社は、日本農業のあり方に基づき稲蘆を原料とした。この意味で、東京板紙会社は、世界における稲蘆板紙製造の開祖である(成田潔英『綜覧』八九〜九〇ページ)。

東京板紙会社設立の翌年、明治二〇年に富士製紙会社が、河瀬秀治を社長として資本金二五万円で設立された。この会社が後昭和八(一九三三)年に樺太工業株式会社とともに王子製紙株式会社と合併するに至るわけである。

この富士製紙会社は、明治二二(一八八八)年、静岡県富士郡鷹岡村入山瀬に工場を設け、同二三年より白紙ならびに板紙の製造に乗り出した。これによって、これより先きに東京板紙会社が長網式で製造した堅い製品と、富士製紙会社が新たに円網式で製したやや軟かい製品とが国内板紙市場ではげしい競争をくりひろげることになった。ここに、この競争から生ずる不利益を抑制するべく、明治二八(一八九五)年に中井商店の鵜飼勝輔、島田延太郎が

東京板紙会社を代表し、服部紙店の大藪儀三が富士製紙会社を代表して社員となり、両社製造に係る板紙の一手販売機関として、日本板紙販売合資会社（東京市日本橋小舟町一丁目）が設立されることになった。この日本板紙販売合資会社は、後年の日本板紙同業会の起因をなしている（右同書、九一〜九二ページ）。

明治二〇年代の製紙業界について、鈴木尚夫編『紙・パルプ』は「明治二〇年代における起業ブーム」（八七ページ）という表現を与えているが、事実をういえる節はある。すなわち、既にあげた東京板紙会社・富士製紙会社に続いて、四日市製紙会社（明治二〇（一八八七）年・資本金一五万円）、千寿製紙会社（明治二一年・資本金二五万円）、阿部製紙所（明治二三年・出資金二二万円）、真島製紙所（明治二七年・創業時の出資金は不明・明治二八年に資本金一〇万円）、東肥製紙会社（明治二九年・創業時の資本金は不明）、西成製紙合資会社（明治三〇年・資本金一七万円）、前田製紙合名会社（明治三一年・資本金二〇万円）が設立されている（鈴木尚夫編『前掲書』八七〜八九ページ・成田潔英『社史・附録篇』一五九・一六四ページ）。

また、この時期、近代的製紙業は、製糸業・綿糸紡績業とならんで、消費財生産部門における機械制工業の代表となっている。とはいふものの、明治三〇（一八九七）年の洋紙生産額は、和紙生産額の約七分の一にすぎなかった。在来の和紙業は、輸入洋紙の増大に対しても、技術の改良と品質の向上で対抗し、明治二〇年代には発展傾向を維持しており、明治三〇年の生産額は、明治二〇年の二・七倍となっている。洋紙生産が量的優位を占めるのは、日露戦争後のこととなる（越後和典・安喜博彦「産業革命」の進展と日本資本主義の形成」（川合一郎・木下悦二・神野璋一郎・高橋誠・狭間源三編『講座 日本資本主義発達史論Ⅰ 形成期の日本資本主義』日本評論社・一九六八年）。

ところで、右のいわゆる「起業ブーム」にもまして注目すべき事実が二つ、この二〇年代に記録されている。

ひとつは、明治二三（一八九〇）年四月に公布されながらも、施行が延期されていた商法が、会社・手形・小切手

および破産の部分を修正して、明治二六年七月から一部施行されたことにかかわりがある。この商法の一部施行によって、製紙業界にも①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由なる等額株式制、④確定資本金制と永続制を、その形態的特質（この定義については大塚久雄『株式会社発生史論』一六ページ、中央公論社・一九五四年、ただし初版は一九三八年）とする、株式会社が次第に登場することになる。明治二六年一〇月、製紙会社の社名を廃して王子製紙株式会社が出発するのも、以上の日本の法律制度の整備過程に則した出来事だった。だが、これでもってただちに完成された株式会社形態が登場したわけではない。それは、先に抄紙会社「申合略則」について説明した際、伊牟田敏充の作業に従って株主の議決権について一株一票の単純持株多数決制が、商法一部施行の後も未だ採用されていないと記したことを思い出せば、納得出来る筈である。しかし、それにしても、明治二六年の商法一部施行が、製紙業界においても、合名会社・合資会社・株式会社という会社形態が整備された法的環境のもとに機能することになる劃期をなすことはいままでもない。

いまひとつは、王子製紙株式会社が三井財閥の一翼をなす企業と化していったことである。大川という中小財閥系の富士製紙・樺太工業——この点は、柴垣和夫『前掲書』三三一ページの指摘に従っているが、富士製紙における穴水要七の権力の強さを考えると、少し割引きして考えねばならぬかも知れぬ——と三井という大財閥系の王子製紙とによる、大正期の財閥系列による紙・パルプ業界の寡占体制の発端がここにみられることである。すなわち、中上川彦次郎の三井工業化方針に於いて、乗っ取りのために、藤山雷太が製紙会社に送りこまれる——明治二〇年代の三井は、金融・商事貿易から鉄鉱山・機械・紡績・製紙の諸鉱工業にわたる一大綜合事業体としての多角経営を定着させていった（柴垣和夫『前掲書』一〇九ページ）。ただし、この場合、諸事業相互間に技術的関連性が必ずしもみられないことが、とくに第二次世界大戦後の各国にみられる綜合事業体との差異点のひとつであることは周知のところであろう——。その結果、明治二六（一九三三）年九月の製紙会社の経営主脳部の配置は、取締役

に渋沢栄一(会長)、岩下清周、藤山雷太、谷敬三(専務)、大川平三郎(専務)、監査役に齋藤専蔵、浅野総一郎となつた。王子製紙の重役組織に、専務取締役がおかれるようになるのはこの時からである。ついで王子製紙株式会社金融事情の悪化とそれともなう増資計画——資本金五〇万円を一一〇万円に——に乗じて、明治二九(一八九六)年谷敬三専務を辞任せしめ、藤山雷太は専務取締役に就任した。さらに、明治三一(一八九八)年藤山雷太は単独の専務取締役に就任し、他方この結果として創業以来の指導者であつた渋沢栄一、大川平三郎は王子製紙株式会社を去ることになった。三井の乗っ取り策は成功した——この頃、王子工場・気田工場・中部工場にストライキが起つてゐるが、このストライキ事件後始末のため、三井工業部の富岡製絲所支配人から明治三一年九月に藤原銀次郎は王子製紙支配人として約一年間席を置くことになった。藤原はその後、三井物産に転じ、明治四四(一九一一年)九月に再び、今度は専務取締役として、王子製紙株式会社経営の責任に当たることになる——(成田潔英『社史・附録篇』一六一〜一六四ページ、同『洋紙業を築いた人々』(紙業叢書第二編)の各人物該当項目・以下『人々』と略す、製紙記念館・一九五二年、鈴木尚夫編『前掲書』一〇八ページ)。

ここで、この明治三一(一八九八)年八月の王子製紙株式会社におきたストライキについて、少し注釈を加えておきたい。成田潔英『社史・第二卷』の第三篇第二章は渋沢、大川の退陣とストライキの前後と題して、具体的な事実を述べている。そして、以下のような判断を加えている。すなわち、「これは日本における最初の大ストライキであるが、今日のような経済問題からんだ労働攻勢ではなく、実は当時の三井財閥が王子製紙の支配権を奪取しようとする企図に対し、一部の従業員がそれに反抗せんがために起つた特殊なものであつた。」(六一ページ)としている。この判断は、たしかに事実の一面を言ひあててゐるが、一面正確でない点がある。『社史』が、王子製紙のストライキとして記すのは、これが最初であるが、実は前年の明治三〇(一八九七)年九月一八日にすでにストライキが記録されている。すなわち、政府の調査によると、気田工場で職工一一八名による賃金増加要求が原因でス



トライキが起き、賃金を引き上げることによって落着をみている。したがって、王子製紙のストライキとしては、これが最初であるとしなければならぬ。

そこで、もう少し視野を拡げて、日本労働運動の展開過程の視角から考察してみよう。

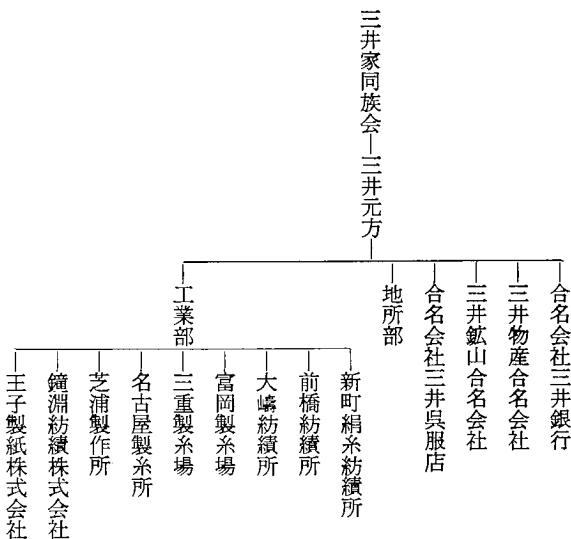
周知のように、日清戦争を境として労働争議の性格はかなり変質する。すなわち、明治二〇年代のストライキは石工・左官などの職人を中心としたのに対し、三〇年代のストライキの主力は職工・賃労働者に移る。また二〇年代のストライキが、一部職人の事例を除けば、いずれかといえば一揆的で、監督者に対する感情的反撥に起因するものが多かったのに対し、日清戦争後になると感情的要素が後退して、要求内容としても賃金増額という経済的要求が大半を占めるにいたり、罷工もやや組織的になってきた(限谷三喜男『日本労働運動史』二六ページ・有信堂・一九六六年、なお、労働争議のことについては、この書物の二二〇二九ページ)。

日清戦争後の労働争議の頻発におどろいた政府は明治三〇年七月以降、各府県から争議の報告を求めたが、同年一二月の発表によれば、過去五カ月間の争議は、三〇件である。その多くは職工による賃金増加要求であり、そのうちの一件に静岡「気田製紙分社工百十八名」の記録がある。これが王子製紙の気田工場であることは間違いないから、王子製紙のストライキはこれが最初であるとしなければならないのである。しかも原因が、職工による賃上げ要求に基づいているのだから、これこそ近代的労働者による労働争議の一例といわねばならない。こうした、資本賃労働関係においても、近代的製紙業が近代日本の代表産業の一つであったことが理解出来る。

なおまた、この頃の労働運動の到達点が明治三一(一八九八)年二月の日本鉄道機関方のストライキにあることは確かであるから、なおもって、『社史』の明治三二年八月のストライキについての判断には疑念が生じるのである。このように、『社史』の判断は修正を要するわけだが、明治三〇年の気田工場のストライキの存在によって、依然として、近代的製紙業は近代産業の旗手であったことの榮譽を保持しているとしなければならぬ。

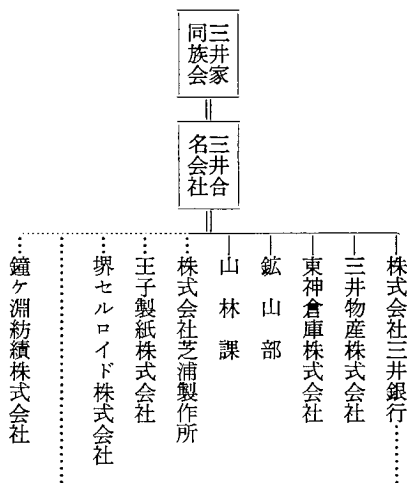
王子製紙のストライキ問題に深入りしすぎたようだ。三井財閥と王子製紙株式会社との関係に話を戻そう。さて、明治三〇(一八九七)年の三井傘下事業組織表を示しておく。第2表がそれである。この組織表は三井の王子乗っ取り策が完遂される明治三一年より一年前のものではあるが、王子製紙株式会社(以下王子製紙)が三井傘下事業組織の中でどのような所に位置していたかをよく示している。すなわち、銀行・物産・鉱山・呉服・地所部と並列的におかれていた工業部の更に下部の一分肢を形造っているのがあった。三井は、その後、明治四二(一九〇九)年一〇月、持株会社としての三井合名会社を設立する。三井合名会社設立時における、王子製紙株式会社の、三井諸企業組織の中で占める位置を示すのが第3表である。実線で三井合名会社とつながっているのは直系会社を示し、点線でつながっているのは傍系会社を示している。王子製紙株式会社は三井合名会社の支配を受ける傍系会社であった。なお、第4表で三井合名会社創立時の所有有価証券を示し、三井合名会社に

第2表 三井傘下事業組織表



資料 安岡重明『財閥形成史の研究』465ページ (ミネルヴァ書房, 1970年)。  
柴垣和夫『前掲書』110ページ。

第3表 三井諸企業組織表



資料 安岡重明『前掲書』516ページ。

第4表 三井合名会社創立時の所有有価証券

銘	柄	株数	単価	価額
株式会社三井銀行		198,100株	100円	19,810,000円
三井物産株式会社		188,000	100	18,800,000
三井物産合名会社出資				1,000,000
東神倉庫株式会社		5,500	100	550,000
株式会社芝浦製作所		19,300	50	965,000
王子製紙株式会社旧株		34,227	20	684,500
同上 新株		51,788	10	517,880
同上 新株		2,000	35	70,000
小野田セメント製造株式会社		2,500	37.5	93,750
堺セルロイド株式会社		29,520	26	767,350
東亜興業株式会社		1,600	25	40,000
横浜電線株式会社		1,000	50	50,000
※臨時事件公債				50,635
※倉谷鉦山株式会社		1,243	50	62,150
※第十二銀行株式外(預り分)				7,645
合計				43,468,950

注 ※は鉦山部分  
資料 安岡重明『前掲書』515ページ。

おける王子製紙株式会社の比重をいささかなりとも示すべくつとめた。今述べたように、王子は三井の傍系会社ではあるが、三井は王子の経営に対しては非常な配慮を払っている。すなわち、三井合名会社創立直後、三井家顧問井上馨、三井合名会社顧問益田孝に諮問した事項の第二号で、総株数一二万のうち、合名会社六万余株、三井銀行二万五千余株、計八万六千余株(七一・六%)を所有する王子製紙株式会社について「其事業を完成する迄は三井にて力を注ぐ事必要なり、之に要する資本の高及会社をして此資本を得せしむ手段方法如何」、を問うている(安岡重明『前掲書』四六五・五一五・五一六・五二八ページ)。

三井の王子製紙株式会社に対するなみなみならぬ関心は、以上によって明らかであろう。こうした三井の動きに比べて、今一方の大財閥三菱の製紙業界において占める位置はどうであつたのだろうか。

三菱も、明治期には、製紙業界進出の意図は十分にあつたと思える節がある。すなわち、すでに明治二二(一八八八)年、岩崎弥之助はウォルシの神戸製紙所に同社の資本金三〇万円のうち一〇万円を出資している(三菱製紙株式会社編『三菱製紙六十年史』二三〜二五ページ・三菱製紙株式会社・一九六二年)。その後、三菱は、明治三一(一八九八)年、ウォルシの病死を機に神戸製紙所を完全に取得し、経営者としては荏清次郎を所長(のちに社長)に就任させている。荏は晩年、三菱合資会社の専務理事になるほどの人物であつた(鈴木尚夫編『前掲書』一〇九ページ)。この限りにおいて、三井と並んで三菱にも製紙業界制覇の意図があつたと思う——洋紙生産量の点からみても、明治二三(一八九〇)年から明治四〇(一九〇七)年の間、ウォルシの経営する時期を含めて、この会社は、おおむね王子製紙、富士製紙について三位ないし四位を占めている——。しかし、三菱合資会社は、大正期に入つて大正六(一九一七)年、三菱製紙所を三菱製紙株式会社(資本金二五〇万円)に改組独立せしめてはいるが、三菱系企業は遂に製紙業界に覇権を争うまでには至らなかつた。その所以には様々な理由が考えられようが、明治四一(一九〇八)年から始まつた、台湾における竹パルプによる紙製造の試みの失敗、台湾三菱製紙所(当時の斗六庁林

内庄)の不成績が与つて大いに力あることは、ほぼ間違いない。すなわち、先発の矢部直彦が台湾に渡つた明治四年から事実上工場の門を閉じる大正五(一九一六)年にいたる七年七カ月間の損失総計は一三三万六五一一三円七五銭(内訳は営業上の欠損額六〇万四〇五九円八八銭、機械建物の償却額六万一〇一五円九四銭、水害復旧費五万四三七円九三銭)となつてゐる。これは高砂工場での、明治四二年から大正四年までの純利益合計一三九万二四六八円九〇銭にほぼ相当してゐる。要するに、高砂で稼いだ利益をそっくり林内工場につぎこんだ形になつてゐる(三菱製紙株式会社編『前掲書』一三一〜一八一ページ)。この打撃によつて、三菱の製紙業界進出が三井に比べてにぶつたのだろう。こうした三菱の事情が、中小財閥としての大川系の富士・樺工と大財閥としての三井系の王子による寡占体制が大正期に出来上がつて来ることの重要な理由であることは間違ひなからう。

#### 富士・王子の北海道進出

近代的製紙業の成長と企業形態の変遷を取扱つた第二節を終えるに当たつて、明治三〇年代にはじまる大製紙資本の北海道進出について述べねばならない。

当時ほとんど未利用にも近いエゾ松・トド松をパルプ資材とすることに着目して創立されたのは、先にも既に触れた前田正名の前田製紙合名会社であつた——従来、内地でおこなわれていたモミ・ツガ材による木材パルプに代つて、はじめて、エゾ松・トド松が使われることになる——。この会社の設立に当たつてはもとより前田正名も奔走したが、前田正名にこの着想を最初に持ち込んだ人物として、明治三〇年頃の釧路町長宮本千万樹と同町の有力者で釧路屈斜路湖畔一帯の御料林中のエゾ松・トド松をパルプ資材とする条件で尺メ十銭の割で払下げを受ける権利と同地方の石炭採掘ならびに阿寒山硫黄の試掘の権利をもつていた江藤政敏の両名がいたことを記しておきたい(成田潔英『社史・附録篇』一一七〜一二〇ページ)。

さて、富士製紙株式会社の北海道進出は、明治三四(一九〇二)年、前田製紙合名会社から共同経営の申し入れを

受けたことからはじまった。これが内地の大製紙資本が北海道へ本格的に進出した第一陣であった。富士製紙と並ぶ、いま一つの大製紙資本王子製紙株式会社は、明治三七(一九〇四)年鈴木梅四郎専務一行が静岡県中部工場の連年の不成績から新工場建設地を求めて北海道に渡ったことにはじまる。この後、明治三八年に苫小牧工場建設の動きが起こり、明治四三(一九一〇)年に苫小牧工場は開業するに至った——苫小牧工場操業開始後、工場廢液をめぐって沿岸漁民との間に、現在でいう公害問題がもち上がっている。これは末次虎次郎による廢液利用法の発見もあって解決をみている(成田潔英『社史・第三卷』二九九〜三〇五ページ)——。この苫小牧工場の建設こそ王子製紙をして製紙業界の覇者たるの地歩を確立せしめたものであるばかりでなく、わが国における新聞用紙の自給自足の道を進めしめるものであった。こうした王子の動きに並行して、富士製紙も、明治四一(一九〇八)年江別工場を建設、新聞用紙生産に乗り出している。これら富士・王子といった大製紙資本とりわけ、前者は工場を中心とするその地域一帯の森林を支配勢力圏にかかえこむことに乗り出している(鈴木尚夫編『前掲書』一六四〜一七二ページ、成田潔英『社史・第二卷』一四七〜一四九ページ)。

右に述べたような大製紙資本の北海道進出が行なわれはじめた明治三〇年代以後にも、いくつかの製紙企業が新たに発足しているが、ここでは明治四〇(一九〇七)年に北越製紙株式会社が発立されていることだけを記しておく。ところで、大正期に入って再び製紙業界の先陣に立つことになる大川平三郎はこの頃はもうしたのであろうか。平三郎は王子を去った後、一時四日市製紙に身を寄せてから、明治三六(一九〇三)年、熊本県八代郡にあった東肥製紙会社を引受けて九州製紙会社を創立し、ここに始めて平三郎の独立経営の基礎を築いている(成田潔英『人々』大川平三郎の項)。

以上によって、明治期の製紙業が、近代日本の産業構成の中で占めた位置・特徴が、少しではあるが、はっきり

して来たように思う。近代的製紙業が、在来産業の和紙生産からは断絶したものととして、他の産業よりも抜きん出て早く移植され成長していったことは明らかである。輸入防遏・工業自立・国産物自給自足を旨とした点では、殖産興業政策の方針に見事に乗っている。国家資金の挺子入れが少ないのは事実であるにしても、忘れてはならない点である。明治一三年創業の川島紡績所の創業資本が七五〇〇〇円（鈴木尚夫編『前掲書』六二ページ）であったこと、また官業払下げの対象となった工部省工場や鉾山の設備評価額・土地払下価格（大江志乃夫『前掲書』一三三ページ）を製紙業の創業資本にひき比べて考えてみると、製紙業にかけられた意気込みのなみなみならぬことが感じ取れる——また、明治二五（一八九二）年の時点で、各種産業部門（電灯業・紡績業・生糸業・造船業・鉾業・製紙業・その他）の中で、製紙業は従業者数では全体（二九万人）の一パーセント弱（二、七四四人）にすぎぬのに、払込資本金では三・六パーセント、蒸気機関の馬力数では九・八パーセントとなっている。とくに、払込資本金一、〇〇〇円当りの職工数は一・七人である。他産業にくらべると、いちじるしく資本集約的、労働節約的な有機的構成の高い産業である（鈴木尚夫編『前掲書』二四一ページ）——。製紙業は国家資金の挺子入れもほとんどなく、官業払下げの対象になっていないことから、近代日本の出発時において占めた地位が比較的閑却視されているが、この点は心する必要がある。第二節の最後に第5表でわが国洋紙製造高の国内総供給量中に占める比率を示しておく。操業後三年にしてはやくも五〇パーセントを越えていることに気づく。そして、自給自足の念願が量的に達成されるのが——量的にと断つたのは、上質紙で輸入されるものが依然としてあったからである——、大正期であることも、この表より歴然であろう。なお、この際、近代製紙業の移植に際して、まず目標とされたのは、先の渋沢栄一の王子製紙創業二〇年祝典での言葉も示唆するように文化用紙の生産であったことを確認しておきたい。

通例、日本では需要面から紙を文化用紙と産業用紙に分類する。文化用紙には新聞用紙をはじめ印刷用紙・筆記  
 図画用紙・薄葉紙・雑種紙などを一応含め、産業用紙にはクラフト紙を主力にロール紙など軽包装紙・板紙を含め

第6表 輸入抄紙機械の製作国別分類

時期	国名 英	米	独	スイス	スウェーデン	ベルギー
明治期	12	45	4	2	0	0
大正期	9	19	1	5	9	0
昭和前期	3	2	2	2	1	1

- 注 ①昭和前期は昭和11年まで。  
 ②悉皆調査ではないので、調査もれもあろう。  
 ③単位は機械の台数。

資料 成田潔英『綜覧』295～300ページ。

ている。文化用紙と産業用紙との生産比率は、第二次世界大戦後の昭和二七（一九五〇）年以前者が六一パーセント、後者が三九パーセントであったが、昭和三六（一九六一）年には前者が四九パーセント、後者が五一パーセントにはじめて逆転している。そして、この傾向は昭和四七（一九七二）年の現在に至っている（産業教育協会編『図説日本産業大系7 製紙 ゴム 皮革 日用品』三八ページ、中央社・一九六二年）。

### 3 製紙機械と技術の導入・開発過程

#### 抄紙機械と技術者の導入

これまでのところで、既に述べて来たように近代的製紙業は在来の製紙業とは生産構造において、はっきりと断絶している。したがって、当然のことながら、近代的製紙業の移植・成長の過程は、欧米よりの抄紙機械と技術の導入・開発の過程でもあった。そこで、まず、抄紙機械と技術者の導入について述べよう。第6表は、輸入抄紙機械の製作国別分類を示したものである。注にも記したように、悉皆調査ではないので調査洩れもあると考えられるが、全体の傾向を知るには間に合うだろう。この表から、輸入抄紙機械の製作国の中で、米・英両国の占める位置の大きさは一目瞭然である。明治期の国産抄紙機としては印刷局抄紙部が、はやくも明治一二（一八七九）年に五七インチ長網機を製造し、これの運転をはじめている。この後も、明治期にはさらに六台の国産抄紙機が製作されてい



る。このように国産抄紙機の製造もみられるのだが、全体としては、明治期の抄紙機は輸入抄紙機に依存したのが事実である。この点は、全輸入機械に対する輸入製紙機械の金額比の趨勢からも幾分の推測が可能である。すなわち、明治一六(一八八三)年から昭和一一(一九三六)年までの間では、この比率は、明治二一(一八八八)年には九・〇九パーセント、翌明治二二年には五・七四パーセント、明治三〇(一八九七)年には四・二七パーセント、明治三三(一九〇〇)年には四・八八パーセント、明治四一(一九〇八)年には四・六二パーセントに達している。が、明治期以降で、この比率に近くなるのは、大正八(一九一九)年の三・二八パーセントが唯一の事例である。また、これらの年はいずれも製紙業の拡張の時に当たっている。これによっても、日本の製紙業は輸入製紙機械によって支えられていたこと、とりわけ明治期はそうであったことがわかる——製紙業が国産の製紙機械によって支えられるようになるのは、わが国の機械工業が一般的に発達するに至った大正期以後のことである。とくに、昭和期にいたると製紙機械の輸入は激減する。こうして、洋紙製造の面には少し後れをとるが、製紙機械製造の面における、かの「国益」思想の目標とした工業自立達成への転換点の一つは大正期にあったといっても間違ではないだろう。成田潔英『綜覧』も、日本製紙聯合会加入会社についての調査のみとの断り書を付けた上で、大正期に製造されて各製紙会社の工場に据付けられ、稼動している国産抄紙機を四六台と記載している。この四六台という数字を先の第6表の大正期の輸入機械台数四三台という数字に対比せよ——。このように抄紙機械の製作国としては明治期においては外国が圧倒的に多く、わけても米・英の比重は極めて大きい。ところで、この形は、近代的製紙業発達の当初からであった。すなわち、蓬萊社と有恒社は英のアンファーストン社製、抄紙会社は英のジェームス・バートルム社製、三田製紙所は米のライス・バートン社製とプシー・ジョーンズ社製、神戸製紙所はライス・バートン社製、パピール・ファブリックは独のヘンマー・ブラザー社製であった。こうした輸入抄紙機械の製作国の比重に幾分見合っただか、第7表にみるようにわが国に招聘された外人技師の国籍も英・米が圧倒的に多い。しかし、機械に

第7表 日本製紙界に招聘された外人技師の国籍

	英	米	独	中	スウェーデン	スイス	オーストリア	ノルウェー
明治期	10	8	2	1	0	1	2	0
大正期	9	3	5	0	3	0	0	1
昭和前期	0	0	1	0	0	0	0	0

注 ①昭和前期は昭和11年まで。  
資料 成田潔英『綜覧』799～801ページ。

おける比率から考えると、技師の比率はこれに決して照応しているとはいえない。機械台数では二位の英から招聘された技師が一番多いことから明らかであろう(成田潔英『綜覧』二九一―三〇五ページ)。何か理由があるかとも考えられるが、ここでは、はなはだ概括的な把握の仕方になるが、明治期においてはその出発の時から、米・英の占める地位が高かったことを知るだけで満足しておこう。

ところで、わが国の近代的製紙業に招聘された外人技師は機械の据付けと運転法を公式的に指揮するにとどまる場合が多く、製紙技術については当初から日本人技術者の独創的な経験と情熱にまたねばならなかった(鈴木尚夫編『前掲書』六四ページ)。

大川平三郎の建議と渡米

大川平三郎はその代表的人物の一人であった。わが国における近代的製紙業の技術の導入と自発的開発に貢献した人物として、大川平三郎は逸することの出来ない人物である。そののみならず、大川平三郎は製紙会社の経営者の一人として活躍したばかりでなく、樺太工業・富士製紙の社長としても活躍する。大川を評して、企業家であるとともに技術者であったとする言葉があるが、これは当たっている。

時に、明治期の経営者を論ずるに当たって、次のような議論が展開されている。

「明治初期の企業経営には、……(中略)……全国的さらには国際的な市場意識が必要であり、また政府需要を確保するために政府市場についての認識も不可欠であった。そのみではない。乏しい資本蓄積の中から国際的な経営規模を賄うに必要な資金を調達するためには積極的な財務活動が要請され、また先進国の最近工業技術(マ)を導

入するに際しては科学的知識を基礎にした技術問題での判断力も必要であった。すなわち我國の経営者は当初から全般的な経営機能に任ずるための能力と識見の持主でなくてはならなかった(中川敬一郎「經濟發展と家族的經營」八川島武宜・松田智雄編『國民經濟の諸類型』岩波書店・一九六八年√所収)。

右の議論は、明治期の経営者についての一般論であるが、大川平三郎はこうした能力に應ずるものを備えていたと考えてもほぼ間違いあるまい。このような大川平三郎に加えて、市場活動と財務活動の経営機能については大川よりもはるかに優れた渋沢栄一を指導者とした抄紙会社・製紙会社が業界の雄として、工業部強化を策す三井の垂涎おくあたわざる企業として成長したのは当然のことでもあったといえる。

大川の経営能力を今に示す史料の一つとして、第一回渡米前の明治一二(一八七九)年、製紙会社重役に提出した建白書がある。この時、大川は僅か二〇歳であった。

建白書は「正理に應じて満足すべき利益の保証」、「利益僅少の原因は技術の未熟練」、「破布の性質に関する研究」、「麻布使用に関する研究」、「破布代用纖維の研究」、「製紙原料としての藁」、「破布買入手続と運搬」、「機械の調和は製造の眼目」、「製出増加と品位改良」、「日本紙固有の害」、「製紙と薬品」、「工場に使用すべき人員の多寡」、「給料支払の方法」、「学士ヨング氏の説」の、ほぼ一二の論点にわけて、認められている(成田潔英『社史・第一卷』一四一〜一五一ページ)。

この建白書は近代的製紙業が当時直面していた問題点を見事に把握している点で、極めて重要であるが、あまり長文にわたるので、ここでは全文引用は差し控えたい。取り敢えず第一の論点についての引用と原料問題についての大川の指摘のもつ意義についてのみ、触れるにとどめる。

正理ニ応ジテ満足スベキノ利益トハ何ゾヤ、其資本ヲ以テ世間平均ノ利益ヲ得ルヲ云ウ。而シテ茲ニ世間平均ノ利益ト云フモ、世間ノ事業ハ極メテ多難錯雜ナルモノタルガ故ニ、其利益ノ平均ハ素ヨリ甚ダ知ルニ艱難ニシテ、工業最モ然リトス。看ヨ同一

ノ資本ヲ用ユルモ、其使用者ノ智愚ト、其事業ノ幸不幸トニ因ツテ、其得ル所ノ利益モ亦甚異ナルニアラスヤ、故ニ有名ナル經濟学者スミス氏ハ、世間普通ノ利息相場ヲ以テ資本ノ平均ノ利益ト定メタリ。此ノ事ノ当否ニ於テハ、吾輩今其如何ヲ知ラズト雖モ、仮リニ其見ヲ以テ至当ナリトスルモ、現今製紙会社ガ得ルノ利益ハ未ダ決シテ充分ノ点ニ達シタリト云フベカラズ。

今や世間ノ利息相場ハ査シテ其何程ナルカヲ知ラズト雖モ、大概一割三分ヲ以テ常トスルガ如シ。此ハ是レ貨幣ノ取引ニシテ、然ル事ナレバ製紙会社ノ如ク全ク其資本ヲ擲ツテ機械ヲ購フニ當ツテハ、又其業ノ危険ニ向テ幾分カ余量ノ利益ヲ要求セザル可ラズ。仮ニ之ヲ資本ノ八割分ト見做サバ製紙会社ガ正理トシテ満足スベキノ利益ハ其資本ノ二割即金六万円ナリトス。  
(資本ヲ三拾万円ト算ス)

アダム・スミスの学説の理解の当否はさておくも——『諸国民の富』第一編第九章資財の利潤についてのところで、スミスが、それを利率から推定することはできるとしたのを(大内兵衛・松川七郎訳・岩波文庫本(一)の二六七―二六八ページ)、誤解したものと思われる——、この一節は大川平三郎がなみなみならぬ力量の持主であり、単なる機械技術者にとどまる人物ではないことを示してあまりある。「正理ニ応ジテ満足スベキノ利益トハ何ゾヤ」と自ら問うて「其資本ヲ以テ世間平均ノ利益ヲ得ルヲ云ウ」と解くくんだり、大川平三郎が社会的一般的な平均利率の支配する社会ニ經濟決定における分権制を基本とする分業社会ニ近代資本主義社会の経営者として生きていくる考え方を基本的な身につけた人物であつたことを明示している。そして、貨幣取引・信用取引を業務とする金融業と商品生産を業務とする工業とを弁別し、その利益(利率と利潤率)はしたがって異なる——しかも利潤率は利率を上まわらねばならないとの主張をも加えて——とする考え方は、大川平三郎が近代的製紙業の移植・成長を推進する最もすぐれた指導者たり得ることを語っている。資本制的蓄積過程が一度び軌道に乗って自己運動を続けている時代に生まれて来る現代人にとっては何でもないことではあるが、移行期の時点で大川がここまで理解し得ていたということは注目する必要がある。言うところのロンブスの卵である。

つぎに、建白書で触れている原料問題について述べよう。現在もそうであるが、製紙業にとって最大の課題は原

料問題である。さて、近代的製紙業出発時は、製紙原料の主なものポロ、とりわけ木綿ポロであった。これが、明治初期の製紙会社・工場が大阪・東京・京都・神戸といった都市附近に建設された理由である。木綿ポロ・麻ポロ・古手の潤沢なる供給は、こうした都市でこそ期待出来るからであった。ところで、このポロの供給に先行不安を感じたのが大川平三郎であった。「此ノ如ク果シテ破布ノ供給ニ向テ痛慮ヲ要スベントセバ、又一ニ破布ニ代用スベキ纖維製法ヲ学バザル可ラズ。今ヤ外国ニテ製紙元質ノ破布ニ次グモノハ藁ナリトス」と主張する所以である。

右のような内容の建白書は、渋沢栄一の認めるところとなつて、大川平三郎は明治一二(一八七九)年七月、製紙業研究のために渡米した。アメリカでは、マサチューセッツ州ホリョークのホルブルック製紙工場に入つて、八月間職工同様に実地研究して、翌一三年一〇月帰国した。アメリカ土産は藁パルプの製法であつた(成田潔英『人々』大川平三郎の項)。藁をポロ原料に混入する機械抄きとしては、明治二年に印刷局抄紙部がすでに成功を収めてはいた(鈴木尚夫編『前掲書』六七ページ・七二ページ)が、大川平三郎の製紙業界にもたらしたものは大きかつた。この功で、製紙会社の副支配人に任ぜられている。大川平三郎の新知識にもとづいて、明治二四(一八八一)年一二月には、製紙会社に藁煮釜二個藁截断器一基新設が決定され、明治一六(一八八三)年二月に竣工している。一方、大川平三郎は、明治一七年から翌一八年にかけて欧米製紙業視察のため再度洋行した。この時に、木材を原料とする製紙工業が欧米諸国で発達しつつあることを目のあたりにしたようだ——成田潔英『人々』大川平三郎の項とりわけ二五ページの記述は、同じく成田潔英『社史・附録篇』一五九ページの記述とは必ずしも照合していない。『人々』は明治二〇年に再度洋行と記すだけであるが、『社史・附録篇』は明治一七年から一八年にかけて欧米製紙業視察に出かけたことを記している。したがつて、大川平三郎が木材パルプ製造のことに関心をそられるのは、明治一七年から一八年にかけての洋行の時であつたように思う——。そこで、明治二〇(一八八七)年に、星野錫とともに本格的に木材パルプ製造研究のため米国に渡るこゝになつた。そして、翌二一年四月帰国し

て、天竜川上流気田に日本最初の亜硫酸木材パルプ工場の建設に、同年早速着手したのであった。

ここで欧米における木材を原料とする製紙技術の開発過程を簡単にみておく。すなわち、一八四五年にドイツで最初の碎木パルプ工場が建設され、一八七四年にはスウェーデンに最初の亜硫酸法による木材パルプ工場が完成し、一八八〇年にはドイツに重亜硫酸カルシウム法による木材パルプ工場が建設され、一八八五年にはアメリカにも設立された(鈴木尚夫編『前掲書』九〇ページ、西済「紙パ技術一〇〇年の歩み」鈴木尚夫編『前掲書』附録の月報所収)。

大川平三郎や真島襄一郎が学びとった欧米の木材パルプ製紙技術の発達の歴史から考えると、日本におけるこの導入過程はまことに早いものであった。明治期の日本にみられた西洋技術の導入の素早やさの、これも一例であろう。それはともかく、この亜硫酸木材パルプ工場の建設をもって、わが国の近代的製紙業におけるポロ・薬を原料とする製紙業から、木材を原料とする製紙業への転換点ととらえてよい。原料素材に関する限り——たしかに、針葉樹から闊葉樹へという変化があるにしても——、この時から現在までは大きな変化はない。だが木材が原料となることによって、これ以後、製紙業にとって森林は切っても切りはなせぬ密接な関係を有することになるのである。ただし、木材パルプ工業の自立は、大正期のことであり、明治期には輸入に待つのが殆んどであった。この点、第二章で後述する。

#### 真島襄一郎の「欧米出張復命書」

こうして、明治初期にポロを原料として紙を製造することを知って後まもなく明治一〇年代後半に製紙会社の大川平三郎を代表とするわが国技術者の熱意と努力によって生み出されるポロを主原料に稲藁を補助原料とするパルプ製造技術、稲藁のみをパルプ原料とする技術、稲藁を主原料とする技術(鈴木尚夫編『前掲書』八九〜九〇ページ)の歴史に代って木材パルプ製造技術の導入・開発の歴史がはじまる。この木材パルプ製造技術の導入・開発に

重要な役割を演じた人物として、大川平三郎と並んで今一人真島襄一郎をあげねばならない。

真島襄一郎は、明治六(一八七三)年、二二歳の時、蓬萊社から製紙機械据付けのため来日中の英人技師マクファーレンとの接衝を依頼されたのが縁で、製紙業に身を投じることになった。その後、中之島製紙所や三田製紙所の経営に当たったが、明治二〇(一八八七)年の富士製紙会社の創立に際し工場監督として入社した。そして、同年、同社の機械購入および製紙業視察を兼ね欧米諸国を巡って、明治二二年に帰国した(成田潔英『人々』真島襄一郎の項)。この帰国後、会社に提出されたのが『欧米出張復命書』である。これは「一、原料の事」、「二、技術の事」、「三、器械及器械購入の事」、「四、営業計画の事」、「五、水車及機械据付外国技術師雇入の事」、「六、各国製紙所及諸製造所と引合の事」、「七、金銭出納及諸品船積の事」からなる長文のものである。ここでは行論の便宜も考えて、「一、原料の事」の一部を引用しておくにとどめる。

製紙の原料は其の品質夥多無数にして、欧米の実験に依れば百物紙に製し得べからざるもの殆ど少なく、又猶社会百般の物品方今紙を以製し得べからざるもの殆ど稀なるが如し。此無数の原料ありと雖紙は必要の日用品なるが故只品位を佳良ならしむるを以て原料を取るの目的とする事を得ず。多量にして低価のものに非れば、之を採採すべからざるは、本業家の常に苦しむるなり。我国即東洋にては、従来樹皮を以て専ら紙を製するの原料とし、西洋にては破布を以て原料の根元とし、加ふるにエスバルト、麦蘖木材獣皮毛等の諸品を以てせり。我国に於ても近年破布、米蘖を原料とするの西洋流稍行はれ、本社の製紙亦之を主用するの目的を以、加ふるに木材新原料を用ゆるの小計画を附せられたり。小生欧米を巡歴して各種の原産品を探究するに当り、木材の原料一たび砕碎器械と、薬品煮熱の新法器械を出たせしより僅々数年ならざるに、諸国の製紙所木材原料を主用せざる処無く、未だ全く木材原料を用ひざる製紙は、独英国中と米国中に於て、纔かに二、三の製紙所に於て之を見る事を得べし。其需要の盛なることを知るに足る。小生従来破布、麦蘖其の他原料の事に苦心し、今又之と比較討究して各其長短を知る。木材原料の当時早く原料中に勢力を得、将来又其主権を有すべきは偶然のことに非して、欧米製紙家の苦心撰採、十九世紀の今日に到て始て此無尽の原産品、最低価の原産品、佳良の原産品を發明仕用するに到りたる事を信ぜり。欧米製紙の実用に適して価値の至廉なる、

職として此原料を得たるに由る。木材は誠に製紙業に一新の時代を作り、原品に革命の時限を与へたるものと云ふべし。小生欧米滞在中より此原料のことに付、特に之を本社に報導せるを以、木材原料薬品製造の一部課を本社にも加設するに決せられ、一と通り器械をも購入すべき事を追命せられたりき。

(成田潔英『社史・第一巻』二九〇～二九二ページ)

右の史料からわかるように、真島襄一郎もまたポロや藁を原料とすることの非をいちはやくさとり木材を原料とすべしと考へた先駆者であつた。大川平三郎に対する製紙会社主腦のごとく、真島襄一郎に対する富士製紙会社の主腦もまた、提案を直ちに理解した。明治二〇年前後の時点で、いちはやくこの製紙原料の素材を変えることに積極的に動いたのは、上記の二社だけであつた。ここに、この二社の、後年の企業として成長する分岐点があつたといつてよいだろう。

以上によつて、明治期に移植され成長していく近代的製紙業の技術的基礎は、在来製紙業とは一応断絶した形で、主として英・米に求められたことが明らかとなつた。輸入抄紙機械の役割は明治期全体を通して大きいものがあつた。しかし、製紙技術については大川平三郎や真島襄一郎にみるごとく欧米の新しい成果を積極的に吸収して、自発的に開発していこうとする姿勢がはやくからみられた。在来製紙業たる和紙は樹皮を原料としていたことから考へても、ポロを原料とする近代的製紙業は、在来製紙業とは生産構造の側面で明らかに断絶している。それはともかく、ポロを原料とすることから当初の製紙工場は大阪・東京・神戸・京都といった人口密集地帯たる都会に位置していた。当初の製紙工場の原動力が、桂川の水力を利用した五〇馬力タービン水車のパピール・ファブリックを除いては、はやくから蒸気力であつたことこの理由のひとつは、こうした工場の地理的位置にも関係があると考へられる。



ところが、ポロを原料とする製紙業から木材を原料とする製紙業へと変わるに従って、工場立地の移動がみられるに至った。すなわち、木材を原料とする製紙業は次の条件を求めらるからである。①木材を容易に豊富に集められる所、②動力を安く多量に得られる所、③清浄にして豊富な用水を得られる所、④輸送の便なる所。こうして、新しい工場は次第に、木材の豊富な山間で、しかも水運交通が便利でかつ水力を利用し得る地方に設けられるようになっていった。明治二二年の製紙会社の気田工場は、このような条件にもとづいて建設された嚆矢だった。動力も、ペルトン式水車で、水力利用のものが次ぎ次ぎと建設されていくのであった。もっとも、動力源として水力が利用されたのは過渡的現象であって、間もなく電力に代っていく(成田潔英『綜覧』八四二〜八四三ページ)。

#### 4 製品の流通機構

##### 在来流通機構の変質・特約店制度

近代日本の出発に際して移植された近代的製紙業は、文字通り移植という言葉にふさわしく、在来製紙業とは断絶している。ところで、近代的製紙業で製造された製品の流通機構は、在来の流通機構と、どういう関係に立ったのであろうか。この節では、こうした問題についての説明を加えていくことにする。

近代的製紙業出発の頃の製品の流通機構については、たとえば左のような説明がある。

「当時、東京ではまだ和紙店が多く、洋紙の販売を専門に扱う店は、日本橋堺町(今の人形町芳町)の「丹波屋」で、洋紙商として手広く商売していたが、明治十二年、神戸製紙所で洋紙の抄造が始まったところから十五年ごろまではその製品の一手販売に当たった。明治十二年出版の尾崎富五郎編「諸品商業取組評」によっても、西洋紙を扱ったのは、堺町の「丹波屋」と尾張町の「有恒社」だけで、他の有名店はいずれも和紙であった。洋紙には外国からの輸入洋紙と国内産の洋紙があり、それに応じて輸入販売店と国産洋紙販売店に大別された。また洋紙の取引に

は制約があつて、当時は東京および大阪の和紙問屋は、従来の和紙取引に洋紙を加えて兼営することは、原則としてできなかった。ただし輸入洋紙を販売するものは他業の兼営が許されたので、そのなかから輸入紙取引を行なうかたわら、和紙を取扱う和洋紙問屋が生まれたのである。こうして明治九年には「中井商店」と「服部商店」が洋紙の販売を始め、明治十五年には、名古屋の「万常紙店」十七年には柏原家が洋紙店を始めた。」(柏原洋紙店社史編集室編『柏原洋紙店八十年史』三四～三五ページ、柏原洋紙店・一九六四年)。

以上は、三菱製紙の製品販売に関する特約店たる柏原洋紙店社史編集室編『前掲書』の説明であるが、幾分説明不足の感がする。というのは、この説明にだけ頼ってしまうと、洋紙取扱店のなかば近くは、近代的製紙業が移植される以前は、元来、和紙の問屋・仲買・小売業者であつたという事実が見落とされてしまうからである。そこで、既刊のいくつかの研究に頼りながら、整理し直すところなる。

いうまでもないことながら、国産品にせよ輸入品にせよ、洋紙は当時にあつては外的要因によって生み出された新製品であつた。だから、その流通機構も新しく模索されねばならなかつた。こうして、最初は洋紙製造の各社直営の販売店と在来の和紙商を通して行なわれることになつた。そうなつたのは、在来の和紙商の多くは依然として和紙の販売に従事したから、各社は直営の販売店を設けねばならなかつたからであつた。東京市京橋区尾張町に有恒社が直営販売店を出したり、抄紙会社が直営販売に加え、横浜および東京に抄紙分社を設け印刷・活版業のほか、帳簿・雜誌・書籍の出版などに従事したのは、その具体例である(鈴木尚夫編『前掲書』一二五ページ。成田潔英『社史・第一巻』一二四～一二九ページ、浜田徳太郎『紙業界五十年』三二～三四ページ、博進社・一九三七年)。

右のような形で出発した流通機構に大きな変化が訪ずれるのは、西南戦争の頃である。すなわち、新聞用紙の需要増加につれ、一般紙類のそれも急激に増加した結果、直営販売店だけでは手が廻らぬようになった。製紙会社が、明治一一(一八七八)年から明治一二年にかけて、丸屋善七(現在の丸善)・喜多川清左衛門(小石川区小日向水道町

六三番地)・榎井幾三郎の三人をえらんで製品売捌店としたのは、このためであつた——ここで注釈を入れるが、この喜多川清左衛門は、浜田徳太郎『前掲書』の三三ページに掲載の明治一三年版の「紙店番付」の東方前頭一枚目水道丁喜多川にちがいない(柏原洋紙店社史編集室編『前掲書』所収の写真版でも同じ)。とすると、この番付は、西洋紙を専門に扱う店として、丹波屋と有恒社を張出格に付け出していることはたしかだが、その他のものは和紙と洋紙・和紙のみといった兩種の紙店を書きあげているものと判断しなければならない。柏原洋紙店社史編集室編『前掲書』の説明と解釈にはかなり疑問がある——。この製品売捌店制度は、その後の各社の特約店制度のひな型といえる(成田潔英『社史・第一巻』一九二〇—一九八ページ、鈴木尚夫編『前掲書』一二六ページ)。

次に、その時の約定書のうち注意を要する部分を摘記しよう。

製紙会社製造の紙品を丸屋善七方にて売捌をなすに付双方の間に取結びたる約定書

……(中略)……

## 第二条

一、売捌の爲め製紙会社より丸屋善七方へ受取る所の紙品は凡て製紙会社の所有物にして丸屋善七は其委託を受けたる義に付同店にて其取扱を大切に致すべき事

## 第三条

一、売捌きたる紙は其売上代金の百分の三を以て売捌手数料として丸屋善七へ領取すべき事

## 第四条

一、丸屋善七は売捌の爲め紙品を遠国に在る其支店等へ運送なすべきに付其荷造運送等の費用として總体の売上紙価の百分の二を前条手数料の外に、製紙会社より受取るべき事

## 第五条

一、丸屋善七方にて紙品売捌き値段は臨時高低あるべしと雖製紙会社にて取極めたる定価よりも減少すべからざる事

## 第六条

一、紙品の定価は、時々製紙会社にて改定する所なれ共若し丸屋善七方に於て時価に比準し其定価にては不相当なりと思考する時は其趣を製紙会社へ照合し定価の改正を請うべき事

#### 第七条

一、小売価は卸売の価よりも高価なるべき事

但一口の売捌り未満なるを小売とし売リム已上を卸売とする事

……(中略)……

#### 第十条

一、掛け売をなすは丸屋善七方にて充分誠実なる事を信認したる得意先に限る事なれば仮令へ代金延滞又は損亡等の事ありとも都て丸屋善七に於て担当し其代金は遅滞なく製紙会社へ弁償すべき事

……(中略)……

#### 第十五条

一、製品売捌の爲め丸屋善七方に具うる所の帳簿は紙類及代金の出納ある毎に一々これを確實明瞭に記載し何時製紙会社よりの検閲ある共差支なき様致し置くべき事

……(後略)……

右の史料の傍点を打った箇所を注意して読めばわかるように、丸屋善七という商業資本は、製紙会社という産業資本の商品販売部門担当機関にすぎないことは明らかである。丸屋善七は商品価格の決定権を全く持っていない。ただ製紙会社の決定した価格に従って製紙会社所有の商品を売り捌くにすぎない。しかも、営業帳簿の検閲すらも行なわれるのである。この約定書は、喜多川清左衛門・梶井幾三郎とも交されている。そして、喜多川清左衛門が在来の和紙問屋であったであろうことはほぼ間違いないとすれば、生産過程より相対的に自立して独自の利潤追求活動を行なうを特徴とする前期的商業資本（ここでは喜多川清左衛門）が、産業資本（ここでは製紙会社）の支配を受けて、産業資本の商品販売部門を担当するにすぎない近代商業資本に転化していることは確かであろう。

右にみたような、メーカーと販売店(卸)⇨紙商(産業資本と商業資本)の関係のあり方は、明治四一(一九〇八)年の三菱製紙所と柏原洋紙店との間の契約書にも示されている(鈴木尚夫編『前掲書』一二七〜一二八ページ)。

もつとも、メーカーに対して販売店(卸)が比較的自立性の高いことを示している例がないではない。たとえば、明治一五(一八八二)年の製紙会社と中井商店の間の「約条」は、それに当たる。すなわち、第三条で「紙価ハ製紙会社ノ卸売直段即チ原価ニ運送費ヲ加ヘタルモノヲ以テ中井三郎兵衛ノ渡シ直段ト定ムルコト 但シ卸売直段即原価ハ時々ノ相場ニ随ヒ双方協議ヲ以テ定ムル者トス」と、価格決定に際して販売店(後の特約店)の一定度の自立性が認められている。とはいふものの、第八条で「中井三郎兵衛ハ製紙会社ヨリ紙品ヲ引取りタル後自己ノ都合ヲ以テ其紙品ヲ製紙会社ヘ送り返スヲ得サルコト」と規定され、中井は製紙会社の商品販売部門を担当するものにすぎないことを示している。中井は委託された商品を自己の判断で返却することも出来ないのである(成田潔英『洋紙販路の開拓と実際—中井商店史—』二二〜二二ページ。以下『中井』と略す)。

以上のように、メーカーと販売店(卸)との間の関係には、幾分程度の差はあるにしても、基本的には、メーカーは販売店(卸)を支配した——この傾向は、メーカーの大規模化・洋紙市場の拡大過程に並行して進んでいく——。こうして、その後のメーカー支配のもとメーカーと特約店(⇨代理店)との間の系列化につながっていくのである。時期ははるかに下って昭和一一(一九三六)年のものになるが、第8表でメーカーと特約店(⇨代理店)との間の特約関係の系列を示しておく。

以上によって、製品の流通機構に、当初は直営販売店がみられたが、次第に在来の流通機構の変質すなわち和紙商(前期的商業資本)が製紙企業(産業資本)の特約店(近代的商業資本)となるという変化があったことが明らかとなった。要するに、近代的製紙業は生産構造の面では在来の和紙製造業——それは現実には大部分、零細な農閑余業として行なわれていた——とは断絶しているが、製品の流通面では在来の和紙商と連続した流通機構に一定

第8表 メーカーと代理店との間の特約関係

代 理 店 名	特約メーカー名
中井商店	王子製紙
万常紙店	〃
服部紙店	〃
柏原洋紙店	三菱製紙
大倉洋紙店	王子製紙
	その他紙
富士洋紙店	王子製紙
博進社	〃
	北越製紙
	日本製紙
	乾製紙
川島洋紙店	王子製紙
岡本商店	〃
	日本製紙
	乾製紙
菱三商会	三菱製紙
丸大洋紙店	北越製紙
大同洋紙店	王子製紙

注 ①昭和11年12月現在の大正会会員についてのみ。  
 ②大正会とは日本製紙聯合会に加入している製紙会社のおもな代理店が集まって組織した協議機関。  
 資料 柏原洋紙店社史編集室編『前掲書』75ページ。

の変容を加えながら、これを受けついでいっているといわねばならぬ。

このような断絶と連続の関係を、集約的に明示しているのが、京都府が明治九(一八七六)年に西洋式勸業模範工場として設けたバビール・ファブリックの開業に際して、京都の在来の和紙商中井三郎兵衛・大森治郎兵衛(後の大森洋紙店)・石角伊助・神内庄助・大江長右衛門・初田伴藏などに——これらの商人は明治一(一八七八)年のバビールファブリックの「拡告」に、製品売捌店として掲示されている(東京都紙商組合組合史編纂委員会編『東京における紙商百年の歩み』五五ページ・東京都紙商組合・一九七一年)——、製品の販売に尽力するよう要請したと

いう事例である(成田潔英『中井』一ページ)。

最後に、昭和前期まで続いている代表的洋紙取扱商の出自を示す第9表を掲げる。一二のうち六が明らかに近代的製紙業導入以前の在来の和紙関係の商人に連続した系譜をもつものである。これで、柏原洋紙店社史編集室編『前掲書』の説明不足がある程度満たすことが出来たと考える。

#### 東京洋紙売捌商組合の設立

さて、右にみて来たように、洋紙の需要が増すに従って、次第に洋紙商の数も増加して来た。こうして、明治一四(一八八一)年に東京における洋紙商一五人が集って、わが国最初の洋紙商団体たる東京洋紙売捌商組合を組織することになった。「東京洋紙売捌商組合申合定規」の前書を次に紹介しておく。

一、近來吾邦各製紙所ハ、其紙品ヲ改良シ、外國輸入紙ヨリモ低価ニ販売セントスルノ主意ニテ、其聯合会ヲ設ケ、共同一致將々大々事業ヲ擴張

第9表 洋紙取扱商の出自

店名	創業	前身	備考
株式会社博進社	明治30年		山本留次洋紙販売目的に創立
〃 服部紙店	万治元年	煙草と和紙の商い	
合資会社菱三商会	明治45年		三菱製紙所の代理店であった大森洋紙店の後を享ける
株式会社大倉洋紙店	〃 22年		創業者の家業は絵草紙商
〃 岡本商店	元禄5年	和紙卸小売	
〃 柏原洋紙店	寛永年間	呉服・小間物・和紙などの商い	
〃 川島洋紙店	寛文13年	襖紙の商い	
〃 大同洋紙店	大正13年		株式会社中井商店より分離
〃 中井商店	弘化2年	和紙の商い	
合資会社万常紙店	明治4年	和紙仲買業	
〃 丸大洋紙店	大正11年		大森洋紙店の後を享ける
株式会社富士洋紙店	昭和4年		明治25年創業の富士製紙の販売店の山田洋紙店が前身

注 ①大正会会員のみについて。 ②大森洋紙店は、もと和紙商。

資料 成田潔英『綜覧』622~637ページより作成。

柏原洋紙店社史編集室『柏原洋紙店八十年史』柏原洋紙店、1964年。

セントス。然ルニ我々府下洋紙売捌商ハ、是迄相懇親セサルニ非サレ共、輒々モスレハ互ニ分離ノ状ヲ願シ、營業上不都合少ナカラストス。爰ヲ以テ今般府下洋紙売捌人ノ組合ヲ確定シ、自今同心戮力シテ商業盛大ヲ謀リ、製紙ニ対シテ愧ル処ナカラシコトヲ希望ス。依テ組合申合定規ヲ定ムルコト左ノ如シ。

右の前書をした上で、一六条からなる定規を定め、梶井幾三郎・喜多川清左衛門・松下鉄三郎(丸善商社支配人)・大西正雄(製紙分社)・陽其二(製紙分社)を含む一五名が署名捺印している。これによって、既に触れた製紙会社製品売捌店の梶井幾三郎・喜多川清左衛門・丸屋善七が引続いて洋紙商として營業を続けていることと、製紙会社が製紙分社を通して直営販売をまだ続けていることがわかる。なお、この「東京洋紙売捌商組合」に属する売捌人はいずれも国産洋紙の売捌人であつて、輸入洋紙の売捌人は含まれていない。それは申合定規の第一条より明らかである。すなわち、「紙尾ニ記名セル売捌人等ハ各製紙所共協議ノ上、其製紙ノ売捌ヲ為スヘキ契約ヲナセシ者ニシテ、今後新加入ヲ望ム者アリトモ、組合売捌人三分ノ二以上ノ承諾ヲ得サレハ其加入ヲ許スヘカラス」と、売捌人の資格をわが国の製紙所の製品の売捌契約をしたものと明示しているからである。

この「申合定規」のあとにはこれを「承認」したとして、三田製紙所(真島襄一郎)・大阪製紙所(真島襄一郎)・王子製紙会社支配人(谷敬三)・有恒社幹事(梶川屯)・亜米一商会神戸製紙所(トーマス・ウォルシ)の署名捺印がある。

「東京洋紙売捌商組合申合定規」の前書、第一条ならびにこの最後の署名捺印からわかるようにこの組合は、製紙所聯合会と深いつながりがある。その点は、明治一四年四月の「製紙所聯合会ト東京洋紙売捌人仲間トノ間ニ係ル申合約条ノ件即チ聯合会製紙所ト東京売捌商組合ト申合約束」があることによつてもたしかめられる。その第二条は「東京売捌商組合ハ聯合会製紙所同一ノ主義ニ基キ可成輸入紙ノ取扱ヲ減却スルコトヲ務メ製紙所ノ盛大ニ至ルヲ補助シ時々輸入紙品位ニ応スルノ価格ヲ報道シ猶毎月和製紙並ニ洋紙取扱販売ノ高ヲ無遺漏詳記シテ製紙所聯



合会幹事ノ手許ニ送附スヘシ」としているからである。東京洋紙売捌商組合は、製紙所聯合会とならんで、輸入防遏の目標のもとに組織されたといえる。この東京洋紙売捌商組合の組織に当たっては、製紙所聯合会からの積極的な働きかけがかなりあったのではないかと思える節がある。今、それを直接証明するの史料を知らざること、筆者は遺憾とする。それはともかく、売捌人たる洋紙商の方は、輸入洋紙の攻勢に音をあげてしまったらしい。次の史料が残っている。

前般築地すみやニ於テ聯合会之節舶来紙輸入防禦方ノ儀ニ付種々御諮問ノ趣御座候ニ付売捌人十五名集會投論種々協議候処当今本邦製紙ノ景況ニテハ到底輸入ノ防禦至難ノ事ト一同認定致候間此段御回答申上候且防禦方手段ノ見込ヲ以テ過般販売会社設立ノ儀モ開陳致候得共右ノ如ク防禦至難ト認定致候ニ付而者会社設立ノ件モ取消申候間此段モ併セテ致申陳候也  
明治十四年六月七日

売捌人附番

梶井幾三郎<sup>㊦</sup>

内山半兵衛<sup>㊦</sup>

喜多川清左衛門<sup>㊦</sup>

製紙場

幹事 御中

(成田潔英「社史・第一巻」二二一〜二二三ページ)

右の史料から推察されるように、東京洋紙売捌商組合といった洋紙売捌人の寄せ集めでは、製紙所聯合会の期待する輸入防遏の機能は果たし得ないのであった。かくして、製紙業者は、方針を転換して従来の売捌販売店制度を發展させたメーカー毎の特約店の系列化に乗り出して行くことになったのだと、筆者は考える。製紙会社が明治一五年に、大川平三郎を京都まで出向かせ中井三郎兵衛と製品販売を特約するに至ったのはこの故であろう。そして、この中井が昭和四七年の現在まで存続し得たのに対して、かつては製品売捌店であった梶井・喜多川・丸屋善

七が、その後製紙会社の製品売捌人として続いた形跡がないのは、この明治一四年の姿勢にも何がしかの理由がありそうである。丸屋善七が今日、盛業の著名な文化輸入業者丸善につながることも、この文脈で考えるとはなはだ興味深いものがある(成田潔英『社史・第四四卷』四五〇四四六ページ)。

東京洋紙売捌商組合が、右の如く、製紙所聯合会の輸入防遏の戦いの先兵の一人として予定され、しかも戦意なき烏合の衆であったとする筆者の判断が正しいとしよう。さすれば、明治二〇(一八八七)年に、明治一八年の同業組合準則に従って設立される東京十五区洋紙商組合は、東京都紙商組合編纂委員会編『前掲書』の、東京洋紙売捌商組合が「発展的解消をとげた」(五八ページ)ものだとする主張は、いささか的是なはずであろう。それは東京十五区洋紙商組合規約を、先の東京洋紙売捌商組合申合定規と比較してみてもわかる。明治二〇年に出来た前者の規約の第一条と第五条をあげておく。すなわち、「第一条 当組合ハ和製及舶来ノ洋紙ヲ売買スル商業者ヲ以テ組織シ其名称ハ東京洋紙商組合ト称ス」と、後者の定規とちがって国産洋紙商のみならず輸入洋紙商をも構成員としてゐる。また、「第五条 当組合員ハ和製洋紙ノ販路ヲ拡張シ及改良増殖ニ注意スベシ」は後者の定規の、輸入防遏に最大の目標をおく「製紙ニ対シテ愧ル処ナカラシテ希望ス」や、申合約束の「可成輸入紙ノ取扱ヲ減却スルコトヲ務メ製紙所ノ盛大ニ至ルヲ補助シ」とする言葉に比べると、何と弱々しい響きがすることであろう(山本留次編『東京紙商同業組合史』二ページ、東京紙商同業組合・一九三九年)。

以上によって、明治一四年の東京洋紙売捌商組合は、輸入防遏の先兵の一人として、製紙所聯合会の働きかけのもとに設立されたといえる。しかし、東京洋紙売捌商組合はその機能を果たさなかった。そこにメーカーと特約店の系列化による輸入防遏策の貫徹が策されることになる。東京十五区洋紙商組合の構成員には先の東京洋紙売捌商組合の構成員が含まれていることはたしかだし、その意味で人的系譜のつながりはみられる。だが、東京十五区洋紙商組合は、輸入洋紙商も国産洋紙商も含んだ洋紙商の同業組合にすぎないのであって、もはやかつての輸入防遏

の先兵たらんとした気魄は、求むべくもない。だから、この両者の関係を發展的解消というのは、当たらないといふのである。人的系譜ではつながっても、組織を支える精神ではつながっていないといわなければならない。

最後に、東京十五区洋紙商組合は明治四〇(一九〇七)年に、重要物産同業組合法に則り、東京洋紙商同業組合になり、さらに大正八(一九一九)年には和紙商の加入を認め、東京紙商同業組合と改称し、昭和前期にいたることをつけ加えておく。

#### 共同洋紙合資会社の設立

右に述べた在来流通機構の変質・特約店制度、東京洋紙売捌商組合の設立の部分から、ほぼ、明治期における製品の流通機構について、状況が理解されるであろう。ただ、それはおおむね卸段階に限られる話ではあった。次に、第四節を終えるに当たって、共同洋紙合資会社の設立について簡単に触れておきたい。

これは、洋紙のうちでも新聞用紙の共同販売を目的として創立された会社で、資本金一五万円四分の一払込みで出発した。明治三四(一九〇一)年のことであった。その創立動機は、日清戦争後の好景気の反動期に入り、市況は日を追うて不況となり、輸入新聞用紙の圧迫がこれに加わり、生産の過剰・売価の競落に加うるに金融逼迫にもとづいているといえる。この会社には王子製紙株式会社・富士製紙株式会社・四日市製紙株式会社の社長ないし専務取締役が、評議員として参加した(成田潔英『社史・第二巻』一二一〜一四五ページ)。

この会社は、その後、大正一四(一九二五)年九月、王子・富士・九州・中央の四つの製紙株式会社によって設立される共同洋紙株式会社(資本金五〇〇万円四分の一払込)に継承されることになる。さらに、共同洋紙株式会社は、昭和三(一九二八)年中に資本金残額の払込みを完了し五〇〇万円全額払込の会社として、その後王子製紙株式会社製造の巻取新聞用紙の一手販売機関となる(成田潔英『綜覧』三五八〜三五九ページ)。

ここで注釈を入れる。この共同洋紙株式会社を、柴垣和夫は『前掲書』の中で、一九三〇年前後の主要カルテル

の内容を整理した際、日本製紙聯合会とならんで製紙業におけるカルテルとしてあげている。すなわち、設立年月は一九二六(大正一五・昭和元年六月、協定の種類は共同販売、加盟者は王子・富士・樺太の三社、目的は新聞用紙の一手販売のカルテルとして表示している(三二二~三二三ページ)。だが柴垣和夫の表示は、先に述べたところからわかるように設立年月は間違っている。

ところで、この共同洋紙株式会社は、柴垣和夫が整理している時点では、たしかにカルテルである。だが、先述のように、昭和八(一九三三年五月、王子製紙株式会社・富士製紙株式会社・樺太工業株式会社の三社合併による王子製紙株式会社の独占体制の成立によって、王子製紙株式会社製造の新聞用紙一手販売の担当機関となった。カルテルではなくなったのである。そうして、この販売協定を旨とするカルテルとしての株式会社から一つの巨大な製造企業の販売部門相当の株式会社への連続的变化は、株式会社(広くは会社企業)もカルテル(広くはトラスト・コンツェルを含めての独占企業)も、要するに資本の集中形態の具体的展開過程にすぎないという周知の命題の好例を示している。

ここで、この節を振りかえり補足しよう。製品の流通機構は、製紙業の出発当初は多くは直営販売の方法がとられたが、後まもなく、在来の和紙商が商品販売部門担当機関として機能するようになった——ここで注釈を入れるが、前田重朗は「スパイサー氏の手紙・イギリス紙流通史研究余話」(『J.P.リポート』第五号・日本紙パルプ商事株式会社・一九七二年)の中で一九世紀のイギリスについて「ナポレオン戦争の時期に紙の販売が困難になり、生産者が旧来の生産者——地方需要家および生産者——定住商——都市の需要家という流通機構を破って自ら都市に販売先を求めて進出したことは Tullis Ruesel の社史にも見られるところである。これら生産者の一部が紙商となったのではなからうか。」と、している。今後、広い視野の下での比較的研究が必要であることは明

らかである——。この点で、流通機構は、前近代と近代との間に資本の系譜においても人的系譜においても明らかに連続している。この理由は、かの商業資本の歴史的無性格性の議論に求めると、一応説明がつく。しかし、そうした解答に満足するのではなく、もう少し考えねばならぬ余地が残されているように思える。それは、明治期における、政府ならびに国民の、近代化意欲の鋒先問題である。生産構造については積極的な近代化策を採用するが、少なくとも明治期は、流通構造は二番手のものとして、在来の流通構造の漸進的な近代化を待つと見受けられる政策態度と、以上のことは一定の関連があるように思う。勸業育成の模範工場として設けられた京都府のバビール・ファブリックの製品流通機構に、在来の和紙商の参入が要請されているという事実は、この意味で極めて象徴的である。

それはとも角、生産構造の近代化は、否応なしに、流通構造の変革を迫っていく。こうして、在来の和紙商は資本の点でも人的系譜の点でも連続はしているが、製紙企業に従属した販売部門担当機関に位置を上げていくのであった。輸入防遏の大目的に立ち働くべく東京洋紙売捌商組合が設立されたり、これが役立たずとみると系列化による特約店制度を發展させていったりするもの、いずれも製紙企業の主導権の下に行なわれているが、それは生産構造の近代化が先行しているからである。

こうして、明治期に移植され、成長するに至った近代的製紙業は、大正期にはどういう展開をみせるのであろうか。次に章をかえてそれを観察していこう。

(未完)

第5表 わが国洋紙製造高の国内総供給量中に占める比率

摘要 年号	製造高(A)	輸入高(B)	計(C)	(A)	輸出高(D)	国内総供給量 (C)-(D)	(A)
				(C)			(C)-(D)
明治7年	35	706	741	4.7	—	741	4.7
8	178	1,029	1,207	14.7	2	1,205	14.8
9	846	828	1,674	50.5	4	1,670	50.7
10	1,207	1,700	2,907	41.5	33	2,874	42.0
11	1,408	2,179	3,587	39.2	36	3,551	39.7
12	1,697	1,290	2,987	56.8	81	2,906	58.4
13	3,085	1,085	4,170	74.0	79	4,091	75.4
14	3,968	1,128	5,096	77.9	209	4,887	81.2
15	4,261	1,357	5,618	75.8	479	5,139	83.0
16	4,600	1,455	6,055	76.0	317	5,738	80.2
17	5,265	1,105	6,370	82.7	862	5,508	95.6
18	5,023	1,187	6,210	80.9	37	6,173	81.4
19	6,430	2,367	8,797	73.1	103	8,694	74.0
20	6,757	4,468	11,225	60.2	110	11,115	61.0
21	6,443	10,069	16,512	39.0	158	16,354	39.4
22	6,778	4,254	11,032	61.4	66	10,966	61.8
23	14,897	10,392	25,289	58.9	68	25,221	59.1
24	18,182	4,689	22,871	79.5	211	22,660	80.2
25	24,817	5,800	30,617	81.1	331	30,286	81.9
26	31,102	5,270	36,372	85.5	186	36,186	86.0
27	36,393	6,451	42,844	85.0	169	42,675	85.3
28	38,053	7,454	45,507	83.6	500	45,007	84.5
29	40,256	17,711	57,967	69.4	623	57,344	70.2
30	38,923	21,169	60,092	64.8	497	59,595	65.3
31	45,255	53,942	99,197	45.6	569	98,628	46.0
32	63,438	20,616	84,054	75.5	3,333	80,721	78.6
33	78,379	48,419	126,798	61.8	2,216	124,582	63.0
34	88,988	23,476	112,464	79.1	2,454	110,010	80.9
35	103,919	38,009	141,928	73.2	3,486	138,442	75.1
36	103,257	33,578	136,835	75.5	5,745	131,090	78.8
37	126,136	31,674	157,810	80.0	11,014	146,796	85.9
38	134,422	63,524	197,946	68.0	11,042	186,904	71.9
39	140,863	70,725	211,588	66.6	19,396	192,192	73.3
40	147,141	84,315	231,456	63.6	14,044	217,412	67.7
41	148,647	60,633	209,280	71.0	9,788	199,492	74.5
42	162,104	86,475	248,579	65.2	8,598	239,981	67.5
43	191,591	88,933	280,524	68.3	15,220	265,304	72.2
44	228,163	69,707	297,870	76.6	10,265	287,605	79.3
大正元年	251,377	75,203	326,580	77.0	13,462	313,118	80.3
2	295,893	78,162	374,055	79.1	13,794	360,261	82.1
3	327,614	53,385	380,999	86.0	14,406	366,593	89.4
4	367,579	26,689	394,268	93.2	26,937	367,331	100.0
5	405,469	35,265	440,734	92.0	55,427	385,307	105.2
6	455,000	16,637	471,637	96.5	70,699	400,938	113.5
7	498,965	34,692	533,657	93.5	83,156	450,501	110.6
8	519,142	56,963	576,105	90.1	73,702	502,403	103.3
9	565,926	57,733	623,659	90.7	58,299	565,360	100.1
10	534,450	49,551	584,001	91.5	78,300	505,701	105.7
11	629,343	120,846	750,189	83.9	75,760	674,429	93.3
12	729,508	113,556	843,064	86.5	68,455	774,609	94.2
13	817,383	175,384	992,767	82.3	77,164	915,603	89.3
14	931,773	96,919	1,028,692	90.6	96,300	932,392	99.9
昭和元年	1,074,648	137,622	1,212,270	88.6	86,462	1,125,808	95.4
2	1,151,515	112,555	1,264,070	91.1	92,484	1,171,586	98.3
3	1,305,755	102,863	1,408,618	92.7	134,035	1,274,583	102.4
4	1,418,187	81,084	1,499,271	94.6	140,289	1,358,982	104.4
5	1,367,534	100,160	1,467,694	93.2	168,808	1,298,886	105.3
6	1,330,584	147,549	1,478,133	90.0	141,821	1,336,312	99.6
7	1,311,315	119,093	1,430,408	91.7	83,683	1,346,725	97.4
8	1,444,105	106,681	1,550,786	93.1	102,484	1,448,302	99.7
9	1,591,475	141,563	1,733,038	91.9	115,136	1,617,902	98.4
10	1,719,637	169,859	1,889,496	91.0	137,550	1,751,946	98.2
11	1,825,848	197,532	2,023,380	90.2	162,703	1,860,677	98.1

(注) (I) 単位は1,000両、いずれも100位で4捨5入した数字。

(II) わが国製造高は正確には日本製紙聯合会加入会社洋紙生産高である。

(III) 比率はいずれも、小数点4位で4捨5入した数字。

(出所) 成田潔英『日本紙業綜覧』の附録6～7ページ。